

総務常任委員会報告事項資料

資料 番号	資 料 名	担 当 課
1	第2次小田原市行政改革指針（案）【概要版】	行政管理課
2	小田原市空家等対策計画の策定について	地域安全課
3	環境事業センター基幹的設備改良工事について	環 境 事 業 セ ン タ ー

平成28年11月30日

第2次小田原市行政改革指針（案）【概要版】

1 本市における行財政改革について

(1) 本市の財政状況

歳入においては、市税の大幅な増収を見込めず、歳出においては、扶助費の伸びによって義務的経費が増加している。

(2) これまでの行財政改革の取組の成果

人件費の抑制、事務事業の見直し等の経費削減、市有施設の余剰スペースの貸付等の収入確保に取り組み、直近の5年間で約9億円の改革効果を挙げた。

2 さらなる行財政改革の必要性

(1) 本市を取り巻く行財政運営の課題

- ① 人口減少・少子高齢化の進展
- ② 社会保障関係費の増加
- ③ 公共施設等の老朽化に伴う将来世代の負担

(2) 行財政改革の必要性

- ・ 財政推計において、平成34年度に約14.5億円の財源不足が想定されている。
- ・ 強固な財政基盤を確立し、行政サービスの安定的な確保を図るため、歳出全般にわたる経費の削減を推し進め、市民ニーズ等を的確に把握し、事業の選択と集中に力を入れる必要がある。

3 行財政改革の基本方針

- (1) 第5次小田原市総合計画に掲げる将来都市像「市民の力で未来を拓く希望のまち」を目指す取組の推進
- (2) 緊急的課題である財政健全化に向けた行財政運営全般の見直し及びこれからのまちづくりの仕組みの整備
- (3) 減量型の改革と質の向上の両立

4 行財政改革の取組

行政改革指針における目標

将来を見据えた行財政運営の推進
 ～持続可能な行財政運営の確立“量の改革”
 市民ニーズに即応した行政サービスの確立“質の改革”～

行財政改革を着実に実施するため、「3つの視点」と「6つの重点推進項目」を設定

視点1 市民との共創による地域経営の推進

(1) 民間活力の活用

- ・ 公民連携の推進、民間活動の支援、協力関係の構築等を通じて民間活力を活用

(2) 市民参画型社会の推進

- ・ 市の政策決定に市民が積極的に参画できる仕組みづくりの推進及び市民団体等の活動支援

視点2 市民ニーズに即応した効率的で効果的な行財政運営の推進

(1) 市民の視点に立った行政サービスの提供

- ・市民ニーズを見極め、行政経営資源を最大限活用した質の高い行政サービスの提供

(2) 分権時代の人材育成と組織機構の構築

- ・職員研修の充実や幹部職員のマネジメント能力の向上
- ・組織の肥大化や縦割りによる弊害を抑制し、効率性を重視した組織機構の構築

(3) 公正で透明性の高い行財政運営の推進

- ・市民目線での事務事業評価や費用対効果の検証及び市民への公表

(4) 行政評価システムの再構築

- ・事務事業の見直しに当たり、年間100件以上の改革・改善を実施

視点3 持続可能な財政基盤の確立

(1) 歳入確保の取組

(2) 歳出抑制の取組

(3) 都市の魅力の向上の取組

- ・豊かな地域資源を生かし定住人口の増加につながる施策を展開
- ・観光戦略による交流人口の増加及び地域の活性化

(4) 持続可能な財政基盤の目標数値

- ・平成34年度までの6年間の行財政改革による効果額の目標 14.5億円

5 重点推進項目

(1) 事務事業の見直し

- ・事務事業の優先順位付け等による選択と集中

(2) 補助金・負担金の適正化

- ・基準を策定し定期的にゼロベースで見直し

(3) 受益者負担の適正化

- ・公平性・透明性を考慮し公的関与の必要性に主眼を置いて見直し

(4) 社会保障関連の行政経費の最適化

- ・出生率の向上や健康寿命の延伸等の将来的な効果が期待される事業に重点投資

(5) 公共公益施設のマネジメント

- ・施設の適正配置並びに施設の統合、廃止又は複合化による総量削減

(6) 県西地域の中心市としてのあり方の検討

- ・県西地域の中心市としてのあり方や直面する状況を広く市民と共有し本市の将来像についての議論を深化

6 行財政改革の推進体制

(1) 推進期間と推進体制

- ・行政改革指針の計画期間 平成29年度(2017年度)から平成34年度(2022年度)までの6年間
- ・小田原市行財政改善推進委員会を中心に、全庁的な改革として展開

(2) 市民に開かれた行財政改革の推進

- ・具体的な活動目標を設定した実行計画による進捗管理及び定期的な報告、公表

(3) 行政改革推進計画の不断の見直し

- ・社会情勢の変化を踏まえながら見直しや追加を行い、行財政改革の取組内容を充実

第2次小田原市行政改革指針（案）

（平成29年度～平成34年度）

目次

1	本市における行財政改革について.....	1
	（1）本市の財政状況.....	1
	（2）これまでの行財政改革の取組の成果.....	2
2	さらなる行財政改革の必要性.....	3
	（1）本市を取り巻く行財政運営の課題.....	3
	（2）行財政改革の必要性.....	5
3	行財政改革の基本方針.....	5
	（1）「市民の力で未来を拓く希望のまち」を実現するための行財政改革.....	5
	（2）行財政改革の基本的な考え方.....	5
	（3）改革の方針.....	6
4	行財政改革の取組.....	7
	行財政改革の目標.....	7
	視点1 市民との共創による地域経営の推進.....	7
	視点2 市民ニーズに即応した効率的で効果的な行財政運営の推進.....	8
	視点3 持続可能な財政基盤の確立.....	9
5	重点推進項目.....	10
6	行財政改革の推進体制.....	11
	（1）推進期間と推進体制.....	11
	（2）市民に開かれた行財政改革の推進.....	11
	（3）行政改革推進計画の不断の見直し.....	11

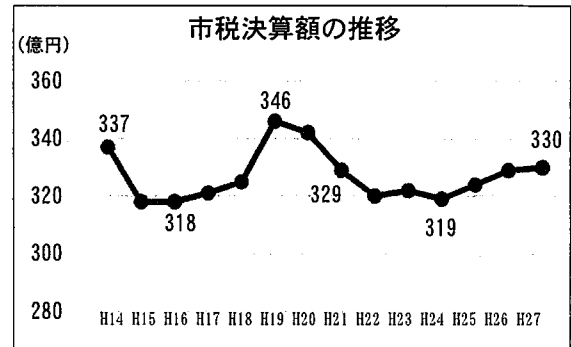
1 本市における行財政改革について

(1) 本市の財政状況

本市の財政は、国の経済対策などにより緩やかな景気の回復基調にあるものの、歳入においては、市税の大幅な増収を見込めないことや、地方交付税制度をはじめとする地方財政対策についても、これまで以上に厳しい状況が見込まれています。また、現在の財政規模は、扶助費の増加に伴い増加傾向が続いています。

① 歳入の状況

基幹となる市税収入は、平成21年度(2009年度)にリーマンショックの影響で大きく減少し逡減傾向が続いていましたが、平成25年度(2013年度)以降、企業業績の回復等に伴う法人市民税の増などにより逡増傾向となっています。



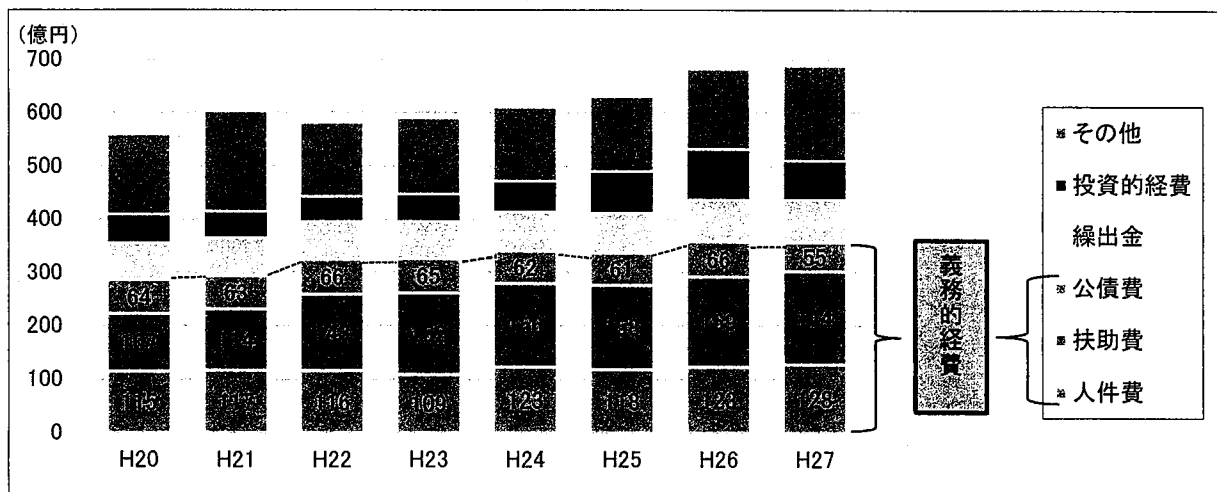
② 歳出の状況

歳出については、行財政改革の取組や団塊の世代の退職手当の負担が減少したことに伴い、人件費は平成14年度(2002年度)には140億円を超えていましたが、平成27年度(2015年度)は128億円となっています。また、公債費については、新規の市債発行を抑制し、市債残高の縮減と将来負担の軽減を図った結果、平成27年度(2015年度)は55億円と減少となっています。

扶助費については、少子・高齢化の進展をはじめ、生活保護費や障害福祉サービス給付費等の増により、平成20年度(2008年度)の107億円から平成27年度(2015年度)の174億円へと急増している状況であり、今後もこうした傾向は続くものと見込まれます。

近年、社会状況は急速に変化し、少子高齢化の対策、情報化への対応、環境問題への取組など市民の価値観やニーズの多様化に応じた新しい行政サービスの需要が増えているなか、扶助費の伸びによって義務的経費が増加し、義務的経費比率が高くなると、新しい行政需要に対応することが困難となります。

歳出決算額の推移(普通会計)



(2) これまでの行財政改革の取組の成果

小田原市では、昭和61年度(1986年度)から行財政改革に取り組み、職員数は、最も多かった平成6年度(1994年度)と比較して市全体で7.5%、一般職では15%を超える削減を実施しました。

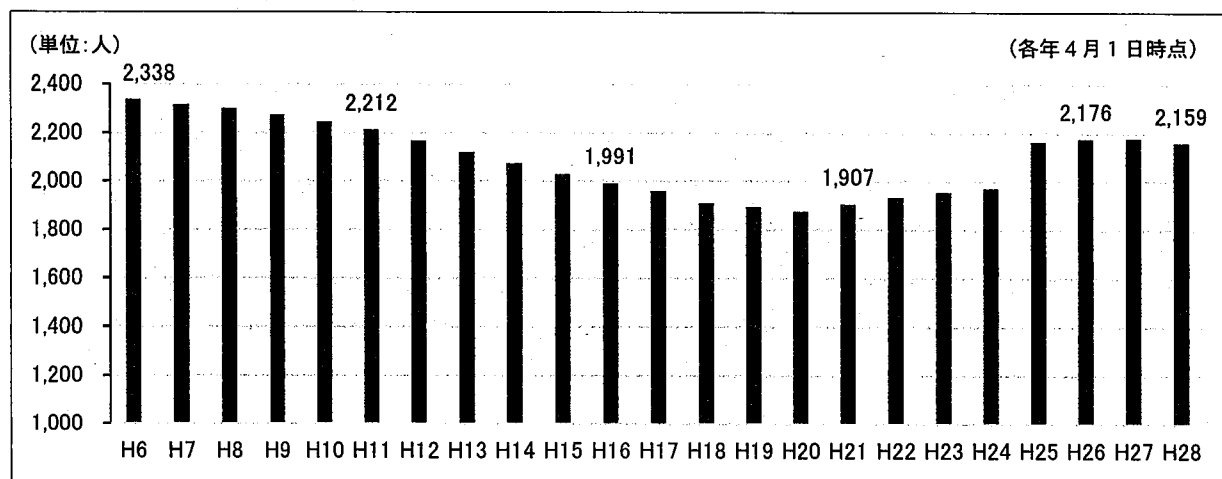
平成23年度(2011年度)から平成28年度(2016年度)を計画期間とした行財政改革では、事務事業の改革・改善の取組に対する視点として、「効率的・効果的な行財政運営の推進」、「健全な行財政運営の推進」、「市民との協働による行財政運営の推進」の3つを設定し、着実に取り組んでいます。

その間、消防の広域化を含む本庁及び出先機関の大規模な組織再編、財務会計や人事給与、庶務事務システムなどの内部事務の統合による事務の簡素化や、業務のアウトソーシング等に努め、また、施設の管理運営方法のひとつである指定管理者制度については、現在15の施設に導入し、民間事業者の有するノウハウを活用して、行政サービスの向上や管理運営経費の縮減を図ってきました。

また、様々な分野で活躍する市民活動団体から事業の提案を受け、市との適切な役割分担によりまちづくりを進める提案型協働事業を実施するなど、市民との協働による行財政改革を進めるための仕組みづくりに取り組んできました。

財政面においては、地域手当等の適正化による人件費の抑制、事務事業の見直しによる経費削減、市有施設の余剰スペースの貸付やふるさと応援寄附金等による収入の確保などに積極的に取り組み、直近の5年間で約9億円の改革効果を挙げています。

小田原市の総職員数の推移



平成23年度から平成27年度までの行財政改革による効果額

(単位：千円)						
効果額項目	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7	合 計
歳出削減	72, 211	225, 319 (57, 198)	281, 766 (281, 891)	58, 554 (562, 953)	96, 921 (381, 070)	734, 771 (1, 283, 112)
歳入増加	5, 300	3, 351 (5, 176)	3, 039 (8, 527)	63, 556 (11, 467)	90, 863 (67, 785)	166, 109 (92, 955)
合計	77, 511	228, 670 (62, 374)	284, 805 (290, 418)	122, 110 (574, 420)	187, 784 (448, 855)	900, 880 (1, 376, 067)

※括弧書で記載した金額は、前年度までの取組により継続して得られた金銭的な効果。

2 さらなる行財政改革の必要性

(1) 本市を取り巻く行財政運営の課題

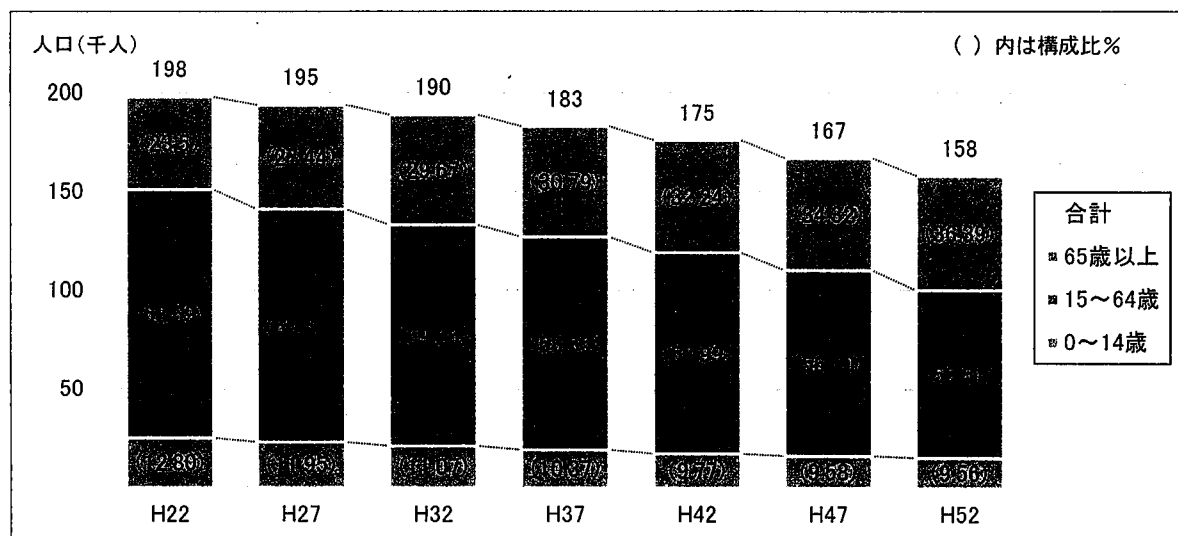
① 人口減少・少子高齢化の進展

我が国は、人口減少・超高齢社会といった人口問題の大きな曲がり角に立っています。

小田原市について言えば、平成22年(2010年)から平成52年(2040年)までの30年間に、およそ4万人もの人口減少が予測されており、年齢別の人口構成では、年少人口(15歳未満)が3分の2に減少し、生産年齢人口(15～64歳)は1万人以上減少する一方、高齢者人口(65歳以上)が1万人以上増加し、75歳以上の後期高齢者は30年間でほぼ2倍に増えると見込まれ、超高齢社会の到来が見込まれています。

この人口構造の大規模な変動により、長期的には、景気変動の影響にかかわらず、市税収入が落ち込んでいくことも危惧されます。

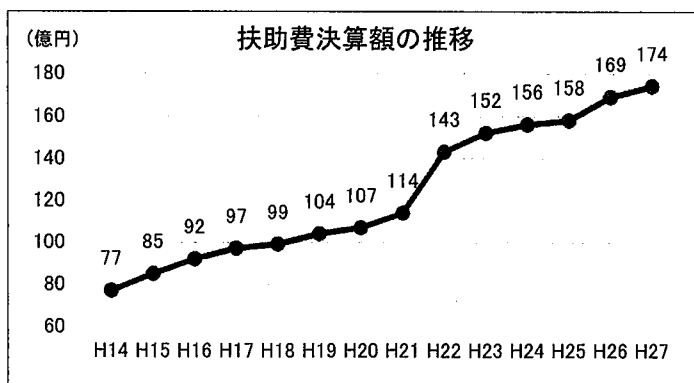
小田原市の年齢区分別人口



国立社会保障・人口問題研究所

② 社会保障関係費の増加

社会保障制度の拡充や高齢者人口の増加に伴って、医療・介護等にかかる費用や子育て支援対策費、生活保護費等の社会保障関係費が増加しており、今後も社会保障関係費は増加していくことが見込まれます。



③ 公共施設等の老朽化に伴う将来世代の負担

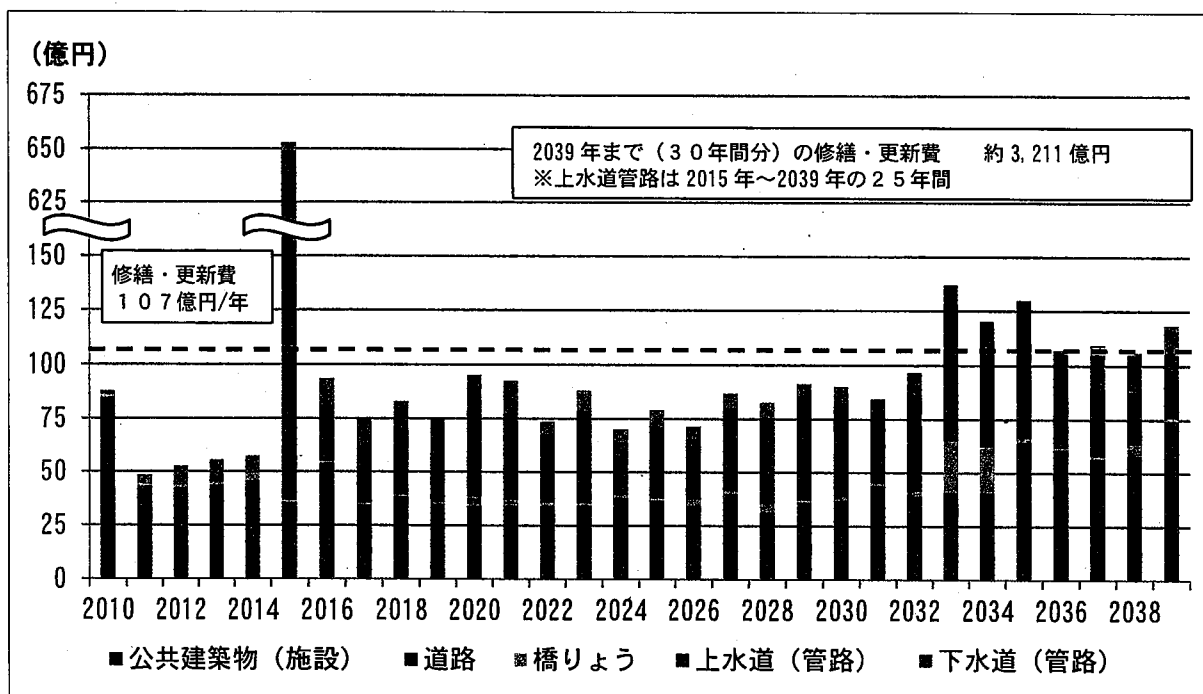
高度経済成長期から安定成長期に集中して整備された公共施設等の老朽化が進み、今後多くの施設が大規模修繕や更新の時期を迎えることから、修繕や更新などに要する経費が急増し、大きな財政負担が生じることが見込まれます。

小田原らしさを発揮し、持続的な発展を目指すには、市有施設を経営的観点から捉え、現状の分析から問題点を見出し、統廃合や転用も視野に入れた施設の適正配置と、公共インフラを含めた公共施設全体の計画的な維持管理による施設の長寿命化、光熱水費などの管理運営コストの縮減など、施設の効率的な運営を進める必要があります。

市有施設のあり方の方針を定めた「市有施設の管理運営に係る基本方針」に従って、公共施設全体における効率的な運営を進めていくとともに、公益施設の管理運営方法も、「施設」から「機能」へと視点を移すことによって、市有施設の民営化、民間施設への機能代替等、できる限りの公民連携を推進し、将来負担の縮減に努めていく必要があります。

また、公共建築物や道路・橋りょう、上下水道の更新に当たっては、施設整備に必要な費用負担を世代間で公平なものとするために市債を活用しますが、将来世代の負担が大きくなりすぎないように、市債の適切な管理に努めていく必要があります。

将来の修繕・更新費の推計（公共建築物（施設）及び公共インフラ）



市有施設の管理運営に係る基本方針改定版（平成28年1月）7ページ

（注）耐用年数の経過後に現在と同じ面積・延長等で更新すると仮定して推計した。なお、2015年度に上水道（管路）の更新費が突出している要因は、推計時点で耐用年数を経過している管路について、更新時期を推計初年度としたことによる。

(2) 行財政改革の必要性

本市の財政は、少子高齢化、人口減少が急速に進む社会構造の変化で、市税をはじめとする財源の大幅な伸びは期待できず、むしろ減少傾向で推移することが危惧されています。歳出においては、これまで行財政改革に取り組み、人件費や公債費の抑制を図ってきましたが、市民生活のセーフティネットとなる扶助費等の社会保障関係費の増加に加え、市民活動の基盤となる公共施設等の老朽化に伴う更新費用、大規模事業の進捗に伴う投資的経費によって公債費が増加すると見込まれています。

また、一定の条件の下で行った財政推計では、平成34年度に約14.5億円の財源不足に陥ると懸念されています。

このため、この財源不足を解消するとともに、強固な財政基盤を確立し、行政サービスの安定的な確保を図るには、これまで以上に厳しい姿勢で、歳出全般にわたる経費の削減を推し進めるとともに、市民ニーズ等を的確に把握し事業の選択と集中に力を入れる必要があります。

3 行財政改革の基本方針

(1) 「市民の力で未来を拓く希望のまち」を実現するための行財政改革

本市総合計画の基本構想では、将来都市像を「市民の力で未来を拓く希望のまち」と定め、市民の力・地域の力を核とした「新しい公共」により、小田原の豊かな地域資源を十分に生かしながら、持続可能なまちづくりを進めることとしています。

近年の急速な少子高齢化を伴う人口減少社会において、本市が都市間競争の中でさらに魅力を高めていくためには、生産年齢人口の確保、次世代を担う子どもや若者の育成に全力を注がなければなりません。そのためには、豊かな地域資源を生かしたブランド化や財政基盤の強化により、保育・子育て環境を充実させ、子育て世代を呼び込む施策に積極的かつ重点的に行政経営資源（ヒト・モノ・カネ・情報・時間）を配分していくことが必要です。

(2) 行財政改革の基本的な考え方

地方公共団体の責務である住民の福祉の向上を目指すためには、社会環境の変化や多様な市民ニーズに対し、行政組織が柔軟に対応していく必要があります。

そして、昨今の複雑化した環境に対応するためには、基礎的自治体のなすべき政策の方向を見定め、施策・事務事業を常に見直し、柔軟に組替えや改善をしながら重点化を図っていくことが必要です。

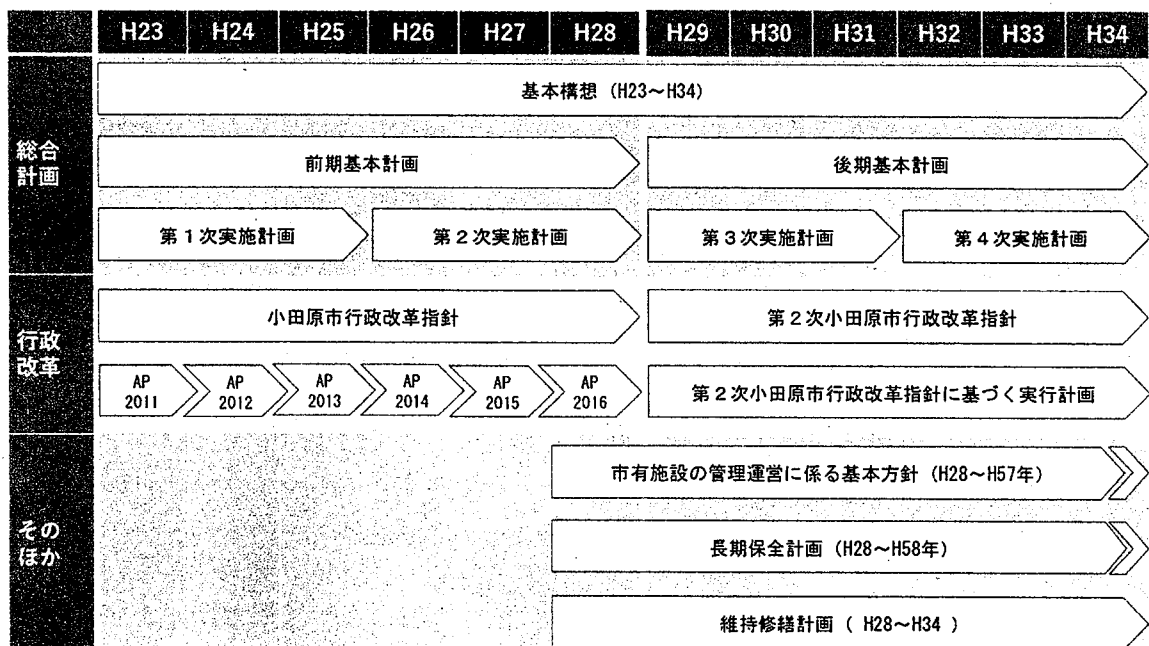
すなわち、これからの行財政改革には、行政経営資源の削減のみを行うという視点にとどまらず、中長期の観点から市民の望むまちづくりを実現できる行財政運営が求められていることから、新たな行財政改革では、緊急的課題である財政健全化に向けた取組を着実に進めるとともに、行財政運営全般にわたる見直しに取り組み、これからのまちづくりの仕組みを整備していかなければなりません。

(3) 改革の方針

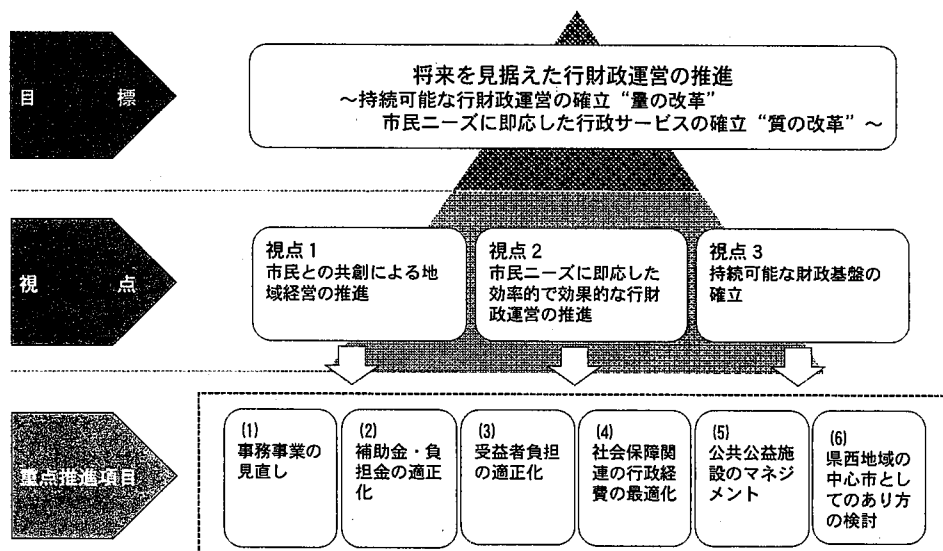
行財政改革の指針としては、市民ニーズ等を的確に把握しつつ、行政経営資源を適切に配分することにより、価値ある行政サービスを提供する仕組みを構築することで、減量型の改革と質の向上を両立させ、若者をはじめ多くの人々が地域に根付く魅力あるまちづくりを進め、市民満足度の向上を目指す政策が必要です。

減量型の改革においては、最小の経費で最大の効果が挙がるよう、内部事務の合理化・簡素化により徹底的に無駄を省くとともに、職員数の適正化や事務事業の再編・整理を図るなど、行財政運営の効率化・スリム化の取組を進め、質の改革においては、市民満足度を高める質の高い行政サービスの提供を目指し、成果重視の仕組みづくり、職員の資質向上や民間活力の活用などの取組を進めていきます。

第5次小田原市総合計画「おだわらTRYプラン」と行財政改革に関する新たな計画との関係図



第2次小田原市行政改革指針の体系図



4 行財政改革の取組

行政改革指針における目標

将来を見据えた行財政運営の推進

～持続可能な行財政運営の確立 “量の改革”

市民ニーズに即応した行政サービスの確立 “質の改革” ～

行財政改革を着実に実施するため、次の3つ視点を設定し取り組んでいきます。

視点1 市民との共創による地域経営の推進

限られた行政経営資源で市民のニーズに的確に对应していくためには、地域課題を自発的に解決していこうとする市民、地域団体、事業者、ボランティア、NPOなどの多様な主体がそれぞれの特性を生かして役割を分担する協働型社会を構築するとともに、厳しい競争の中で技術やノウハウを積み重ねた民間企業等の力を活用することが極めて重要です。さらに、市民と行政とが互いに信頼できる環境と相互のネットワークをつくり、それぞれの役割を認識しながら、力を合わせて諸施策に取り組む体制が望まれます。また、今後増加が見込まれる高齢者世代の市民が、それぞれの地域で多くの仲間と共に実り豊かなシニアライフを送るとともに、これまで培ってきた知識、技術、経験等を生かし、積極的な地域参加を進めることで、さらなる「地域力」及び「市民力」の向上につながるよう取り組んでいきます。

(1) 民間活力の活用

これまで取り組んできた民間へのアウトソーシングや非常勤職員への人材登用だけでなく、PPP※1、PFI※2、指定管理者制度等の公民連携の推進のほか、民間活動の支援、協力関係の構築等を通じて民間活力の活用することで、行政サービスの質の向上や行政コストの削減を図ります。

(2) 市民参画型社会の推進

市民と行政とが互いに信頼できる環境をつくり、それぞれの役割を認識しながら、力を合わせて諸施策に取り組む体制を整えます。

市民の理解を深め、合意形成を図っていくために、附属機関の委員等への市民の登用、パブリックコメントの推進、ワークショップの開催等、市の政策決定に市民が積極的に参画できる仕組みづくりを推進するとともに、市民と行政又は市民同士の協働によるまちづくりが行われるよう市民団体等の活動支援に取り組んでいきます。

※1 PPP：(Public Private Partnership：公民連携) 行政主体による公共サービスを、誰が最も有効的で効率的なサービスの担い手になり得るのかという観点から、行政(公)と多様な構成主体(市民・自治会・各種団体・NPO・企業・大学など「民」)との連携により提供していく考え方。

※2 PFI：(Private Finance Initiative) 公共施設等の設計、建設(改修)、維持管理・運営等を包括的に委ね民間の資金、経営能力、技術的能力を活用し、行政等が直接実施するよりも効率的かつ効果的に公共サービスの提供を図る考え方。

視点2 市民ニーズに即応した効率的で効果的な行財政運営の推進

厳しい行財政運営の中で、複雑・多様化し増加する行政課題を解決していくためには、これまで以上に市民ニーズを的確に把握するとともに、より効率的・効果的に対応していくことが必要です。そのためには、課題解決のための最適な組織体制を構築するほか、職員一人ひとりがその力を最大限発揮できるような環境を整えることが必要です。

(1) 市民の視点に立った行政サービスの提供

広範で多様な行政需要に的確に対応し、時代の変化に対応するため、市民ニーズを見極め、限られた行政経営資源を最大限活用して質の高い行政サービスの提供を行います。

(2) 分権時代の人材育成と組織機構の構築

地方分権の進展に伴い、職員には政策形成能力や法制執務能力の向上が求められています。前例や固定観念にとらわれない柔軟な思考力と行動力を持つ職員を育成するため、職員研修の充実や、幹部職員のマネジメント能力の向上等に積極的に取り組んでいきます。また、組織の肥大化や縦割りによる弊害を極力抑制し、効率性を重視した組織機構の構築に努めます。

(3) 公正で透明性の高い行財政運営の推進

公正性・透明性の高い行財政運営を実現するためには、納税者である市民の目線で、事務事業の評価や費用対効果の検証を行うとともに、それを市民にわかりやすく公表することが重要です。これまでも広報紙やホームページ等を活用して、積極的に市民への情報提供に努めてきましたが、今後は、より多くの市民に対して、情報を正確に、かつ、わかりやすく伝達する手法の構築に努めます。

(4) 行政評価システムの再構築

本市においては、平成23年度から事務事業評価を導入していますが、市民満足度の向上や成果重視の視点を職員に意識付けていくためには、施策や事務事業の目的、効果、効率性等を客観的に評価する行政評価システムを再構築し、その評価を最大限活用して、施策や事業目標の見直しや改革・改善に反映させる必要があります。

総合計画後期基本計画において約600件の事務事業が掲載される予定であることを踏まえ、後期基本計画の計画期間である6年間でそれら全ての事務事業の見直しを行うことを目標に、年間100件以上の改革・改善に取り組みます。

視点3 持続可能な財政基盤の確立

社会状況が重大な転換期を迎えている中で、本市が将来にわたって必要な行政サービスを提供していくためには、行政経営資源の配分について抜本的に見直し、市民が必要とする施策に資源を重点配分するとともに、将来世代の負担を考慮した行財政運営を行っていく必要があります。

(1) 歳入確保の取組

歳入の確保、負担の公平性の観点から、目標数値を設定して、収納率の向上及び滞納対策の強化に取り組めます。

そのほか、使用料や手数料についても、受益者負担と公平性の原則に基づいて、市民に適正な負担を求めていくとともに、地域の魅力を更に高め、ふるさと応援寄附金等の確保につなげるなど、あらゆる行政経営資源を活用し、新たな財源の確保に努めます。

(2) 歳出抑制の取組

徹底した事務事業の見直しにより歳出全般の効率化を図ることで、身の丈に合わせた行財政運営を進め、更に、義務的経費である人件費、扶助費及び公債費の圧縮に努め、将来の財政推計を踏まえて行財政運営の健全化に取り組んでいきます。

(3) 都市の魅力の向上の取組

本市には、首都圏からのアクセスの良さ、山、川、海などの魅力あふれる自然、歴史と文化の薫る街並み、多様な産業といった多くの地域資源があふれています。これらの豊かな地域資源を十分に生かし、定住人口の増加につながる施策を展開することが必要です。

「住んでみたいまち」に近づくためには、雇用の創出、子育て支援、社会基盤の充実などの各種施策を推進することと同時に、本市の魅力を広く発信する都市セールスがますます重要となることから、都市間競争の中で本市の地域ブランドを高め、市民がわがまちを自慢できるようなまちづくりに取り組んでいきます。

また、小田原市観光戦略ビジョンに基づく各種施策の展開等により、交流人口の増加及び地域の活性化に努めていきます。

(4) 持続可能な財政基盤の目標数値

持続可能な財政基盤を維持するため、平成34年度までの行財政改革により14.5億円の効果を達成することを目標に掲げます。

5 重点推進項目

行財政改革推進の重点推進項目として、次の6項目に重点的に取り組んでいきます。

(1) 事務事業の見直し

これまでの行政評価等を活用し、個別の事務事業の効果や効率性について検証を行い、所期の目的が達成されたもの、行政が行う意義が薄れたもの、民間委託を行うことで行政サービスの向上が期待されるもの等を厳しく見極め、適切に優先順位を付けた上で、手法の変更や事業の再編、統合又は廃止も含めて見直しを進めます。

全ての事務事業を精査し「選択と集中」により、真に必要な事務事業に行政経営資源を投下する一方で、廃止すべき事務事業については、市民の合意の下できるだけ速やかに廃止します。

(2) 補助金・負担金の適正化

公益上の必要性から、これまでに様々な補助金・負担金が創設されており、これらの財政支援は、市民等を一定の政策に誘導することや自主的かつ自立的な市民活動等の促進を図ることを目的としてきました。それゆえ、それぞれの補助金・交付金について、長期にわたり交付されているもの、交付先が特定の団体等に固定されているもの、対象経費が不明確になっているもの等については、定期的にゼロベースで見直しを行う必要があり、明確な基準を策定して適正化を図ります。

(3) 受益者負担の適正化

市民等が必要とする行政サービスを安定して提供し続けていくためには、効率的な行財政運営を確保するとともに、行政サービスの対価としての使用料・手数料について、受益者に適正な負担を求めていかなければなりません。それぞれの行政サービスを行政分野別及び性質別に区分し、受益者負担の原則（公平性）、算定方法の明確化（透明性）、減額・免除基準の統一等を考慮しながら、公的関与の必要性に主眼を置いて見直し基準を策定し、その適正化に努めます。

(4) 社会保障関連の行政経費の最適化

社会保障関係の行政経費の最適化を図るため、単に事業費の削減を目的とするのではなく、出生率の向上や健康寿命の延伸といった将来的な効果が期待される事業に重点的に投資するという視点で見直しを行います。

(5) 公共公益施設のマネジメント

公共公益施設のあり方については、各施設の総点検及び維持管理経費の検証に基づき作成した長期保全計画・維持修繕計画を踏まえ、人口減少、年齢構成の変化及び将来の財政推計を考慮し、施設の適正配置並びに施設の統合、廃止又は複合化による総量削減に取り組んでいきます。

公共公益施設の適正配置や統廃合を進める上で、公共公益施設全体を捉えた再配置計画という総論と、地域特性に応じた個別ケースの検討という各論とを適切に組み合わせて、市民の合意を得られるよう取り組みます。

（６）県西地域の中心市としてのあり方の検討

市民の生活圏の拡大や複雑・多様化する行政需要に対応するため、広域的な地域間の交流促進や共通する課題解決に向け、関係市町との連携強化は重要です。また、行財政運営の効率化による財政基盤の強化を図るためには、市町村合併や広域連携は有力な選択肢の一つであり、高い効果が期待されるところです。

現在、小田原市と南足柄市は合併や広域連携などに関する効果や課題について検討をしていますが、合併の有無に関わらず、県西地域の核としての両市のあり方や直面する状況を広く市民と共有した上で、中核市への移行や連携中枢都市圏の形成を含め、本市の将来像についての議論を深めていきます。

6 行財政改革の推進体制

（１）推進期間と推進体制

総合計画の基本構想で描いた将来都市像「市民の力で未来を拓く希望のまち」の実現に向けた取組を加速させるため、「行財政改革の推進」を総合計画後期基本計画に位置付けるとともに、行政改革指針の計画期間を平成２９年度（２０１７年度）から平成３４年度（２０２２年度）までの６年間とします。

推進体制としては、小田原市行財政改善推進委員会を中心に行財政改革に係る重要事項や組織横断的な課題等の検討を行い、全庁的な改革に取り組んでいきます。

（２）市民に開かれた行財政改革の推進

行財政改革の取組を着実に推進するため、具体的な活動目標を設定した実行計画を策定し、その達成度を客観的に評価することによって適切な進捗管理を行うとともに、定期的な議会への報告及び市民への公表を行い、効果のある行政改革を推進します。

（３）行政改革推進計画の不断の見直し

絶え間ない行財政改革を推進するため、社会情勢の変化を踏まえながら、個々の取組の見直しや新たな効果が見込まれる取組の追加などを適宜行い、行財政改革の取組内容の充実を図ります。

「行財政運営の改革について」の答申

平成 28 年 10 月

小田原市行政改革推進委員会

答申に当たって

小田原市行政改革推進委員会は、平成28年1月7日に設置され、持続可能な行財政運営の確立と市民ニーズに即応した行政サービスの確立に向けた新たな行財政運営の改革の推進について、小田原市長から諮問を受けた。

本委員会は、平成28年1月から10月までの間に7回の会議を開催し、小田原市の現状と諸課題を把握しつつ、市が将来にわたり検討すべき行財政改革に関する広範なテーマについて議論を重ねてきた。

審議において、市の財政状況やこれまでの行財政改革の取組状況などの説明を受け、本市が極めて厳しい財政状況に直面していることを改めて認識したところであるが、こうした状況を踏まえつつも、将来に向け持続可能な行財政運営ができるよう、市と市民とが協力しながらその健全化を図ることが大切である。

そのためには、市民の理解が不可欠であり、行政自らの変革と市民へのわかりやすい情報提供のもとに、これまで以上に積極的な行財政改革の取組を進めていく必要に迫られている。

本答申は、このような共通認識の下、これからの行財政改革について、各委員が活発な意見交換、討論を重ね、基本的な方向性を取りまとめたものである。

今後は、この答申を踏まえ、市議会や市民の理解と協力の下、積極的に行財政改革に取り組むことにより、市民が将来にわたって愛着と誇りを持ち続け、選ばれるまちである素晴らしい小田原市が創造されるよう希望する。

平成28年10月 6 日

小田原市行政改革推進委員会

1 これまでの行財政改革の取組

(1) 行財政改革の評価

本市では、昭和61年度から行財政改革に取り組んでおり、職員数は、最も多かった平成6年度と比較して市全体で7.5%、一般職では15%を超える削減を実施した。

平成23年度から平成28年度を計画期間とした行財政改革では、事務事業の改革・改善の取組に対する視点として、「効率的・効果的な行財政運営の推進」、「健全な行財政運営の推進」、「市民との協働による行財政運営の推進」の3つを設定し、着実に取り組んでいる。

その間、消防の広域化を含む本庁及び出先機関の大規模な組織再編、財務会計や人事給与、庶務事務システムなどの内部事務の統合による事務の簡素化や、業務のアウトソーシング等に努め、また、施設の管理運営方法のひとつである指定管理者制度については、現在15の施設に導入し、民間事業者の有するノウハウを活用して、行政サービスの向上や管理運営経費の縮減が図られた。

また、様々な分野で活躍する市民活動団体から事業の提案を受け、市との適切な役割分担によりまちづくりを進める提案型協働事業を実施するなど、市民との協働による行財政改革を進めるための仕組みづくりに取り組んだ。

財政面においては、地域手当等の適正化による人件費の抑制、事務事業の見直しによる経費削減、市有施設の余剰スペースの貸付やふるさと応援寄附金等による収入の確保などに積極的に取り組み、直近の5年間で約9億円の改革効果を挙げており、一定の成果が認められた。

平成23年度から平成27年度までの行財政改革による効果額（5年間の累計）

9 億円

（単位：千円）

効果額項目	H23	H24	H25	H26	H27	合 計
歳出削減	72,211	225,319 (57,198)	281,766 (281,891)	58,554 (562,953)	96,921 (381,070)	734,771 (1,283,112)
歳入増加	5,300	3,351 (5,176)	3,039 (8,527)	63,556 (11,467)	90,863 (67,785)	166,109 (92,955)
合計	77,511	228,670 (62,374)	284,805 (290,418)	122,110 (574,420)	187,784 (448,855)	900,880 (1,376,067)

※括弧書で記載した金額は、前年度までの取組により継続して得られた金銭的な効果。

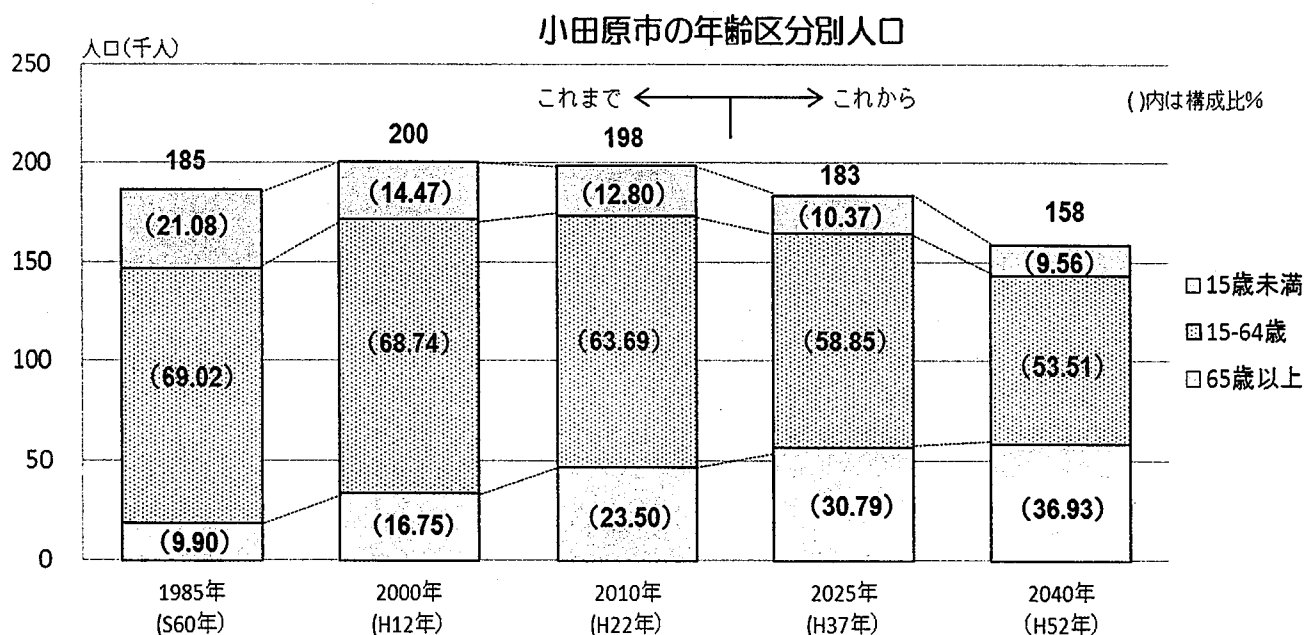
2 本市を取り巻く環境・財政的な課題

(1) 少子高齢化を伴う人口減少

平成28年8月1日現在の住民基本台帳における本市の人口は、193,389人であり、平成12年10月1日時点の200,173人から減少を続けている。

さらに、平成22年から平成52年までの30年間に、およそ4万人もの人口減少が予測されている。年齢別の人口構成では、年少人口（15歳未満）が2/3に減少し、生産年齢人口（15～64歳）は1万人以上減少する一方、高齢者人口（65歳以上）が1万人以上増加し、75歳以上の後期高齢者は30年間でほぼ2倍に増えると見込まれ、超高齢社会※1の到来が予測されている。

今後は、このような少子高齢化を伴う人口減少社会の進行に伴い、市税の減収が懸念されるとともに、医療や介護などの社会保障関係経費が増大することが見込まれる。



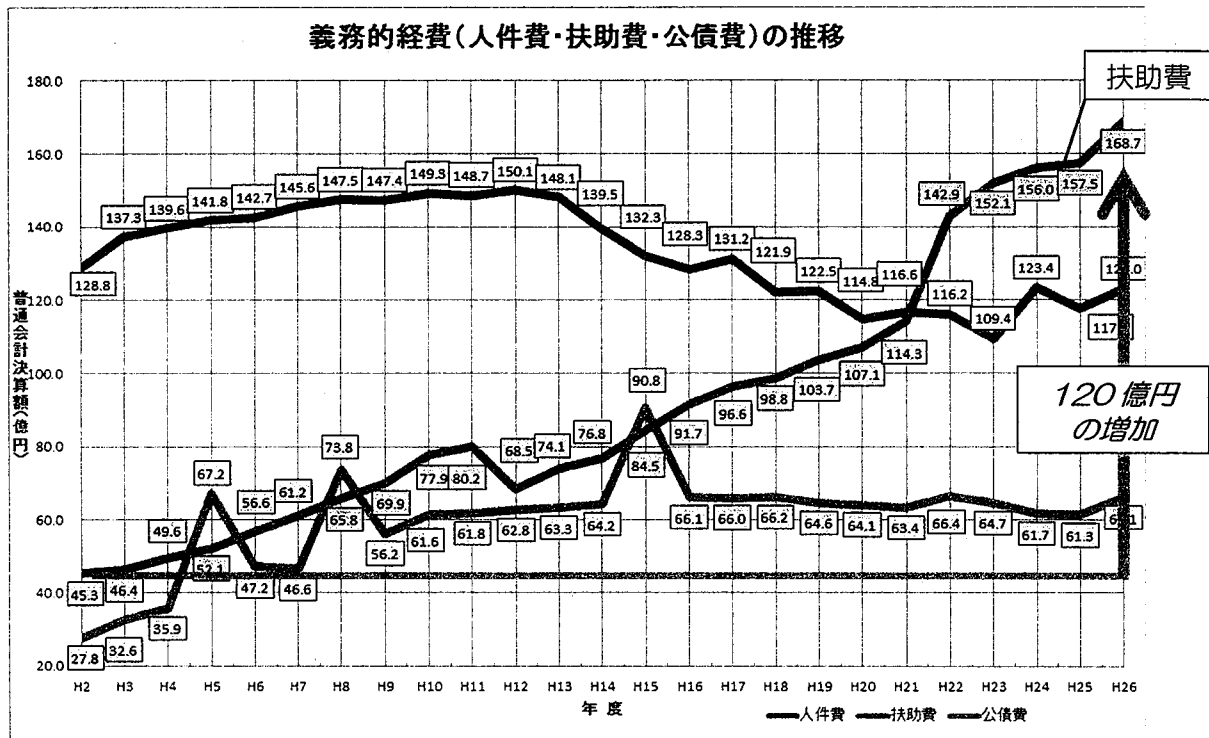
資料 国立社会保障・人口問題研究所

※1 超高齢社会：高齢者（65歳以上）の人口割合が7%を超える水準を「高齢化社会」、14%を超える水準を「高齢社会」、21%を超える水準を「超高齢社会」という。

(2) 厳しい財政状況

本市の財政は、国の経済対策などにより緩やかな景気の回復基調にあるものの、歳入においては、市税の大幅な増収を見込めないことや、地方交付税制度をはじめとする地方財政対策についても、これまで以上に厳しい状況が見込まれる。

一方、歳出においては、人件費は退職者の減に伴う減少が見込まれるものの、扶助費※²や医療・社会保障分野に係る特別会計への繰出金等は、引き続き増加するものと見込まれるほか、大規模事業の進捗に伴う投資的経費※³によって公債費の増加も見込まれる。



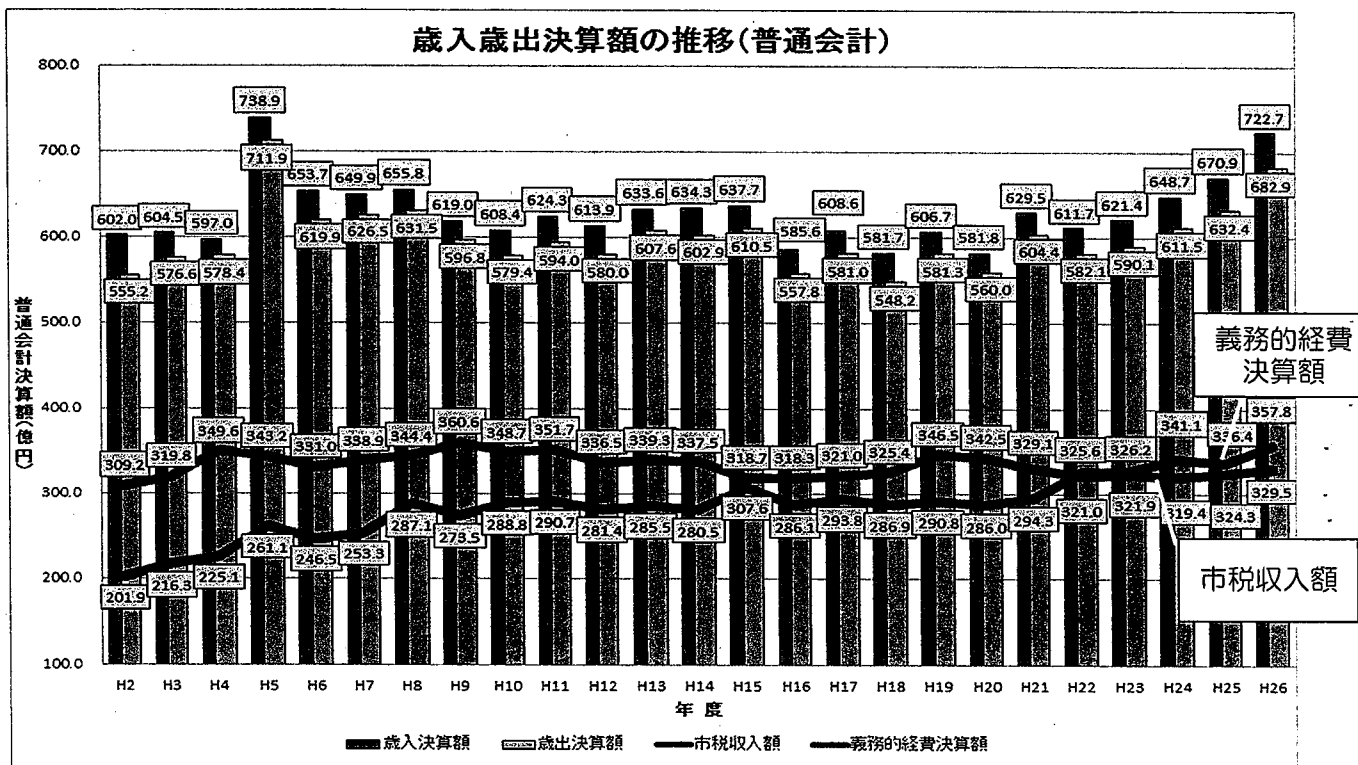
※² 扶助費：社会保障制度に関する施策に支出される経費。医療給付費や生活保護費、障害者自立支援給付金など

※³ 投資的経費：道路、橋りょう、公園、学校、公共施設等、社会資本の整備に要する経費。ストックとして将来に残るものに支出される経費

また、人件費、扶助費及び公債費からなる義務的経費※⁴の決算額は、平成26年度は357.8億円で、義務的経費の歳出総額に占める割合は52.4%となっており、平成22年度以降、扶助費の急激な伸びに伴い、義務的経費の決算額が市税収入額を上回っている。

中長期の本市の財政状況の見通しは、少子高齢化を伴う人口減少社会において、遠くない将来に深刻な財源不足に陥ることが懸念されている。

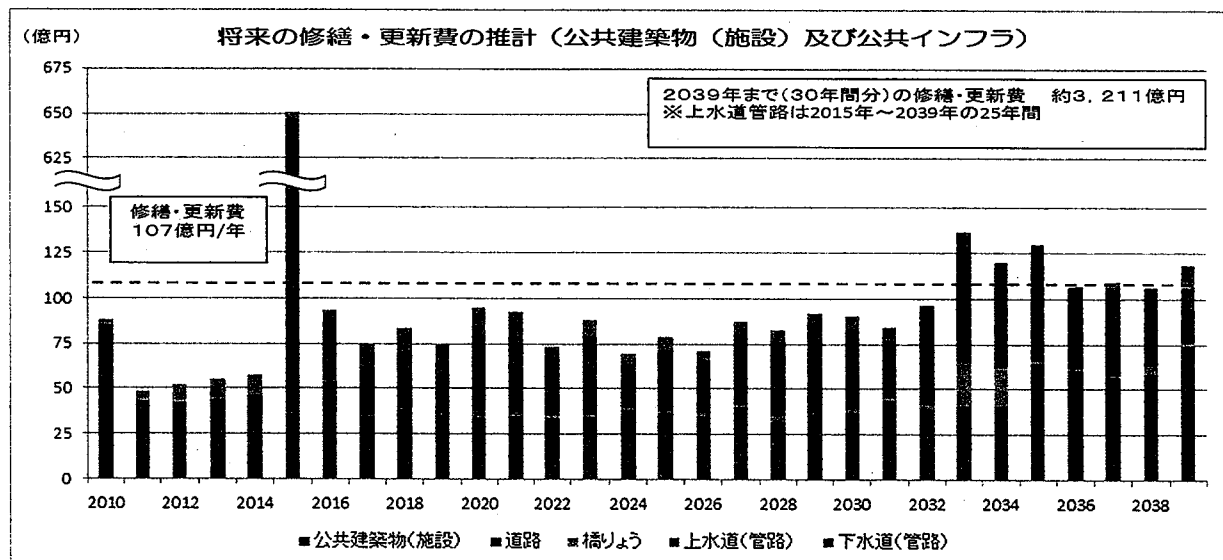
※⁴ 義務的経費：支出が義務づけられている経費で、任意に削減できない経費のことで、職員の給与等の人件費、生活保護法に基づく生活扶助等の扶助費及び市債の元利償還等の公債費の合計



小田原市公式サイト 財政指標等の推移 更新日: 2015 年 10 月 14 日

(3) 公共施設等の老朽化に伴う維持・更新コストの見通し

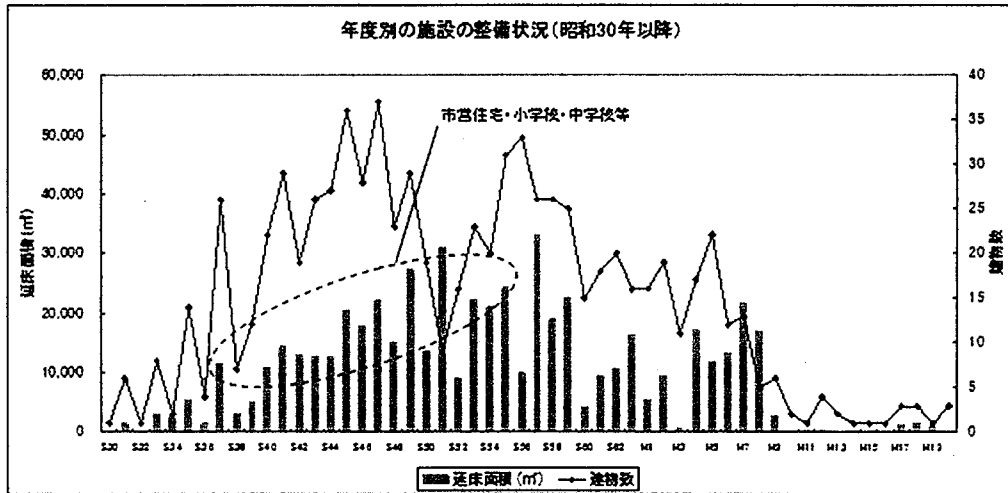
高度経済成長期から安定成長期に集中して整備された公共施設等の老朽化が進み、今後多くの施設が大規模修繕や更新の時期を迎える。長寿命化などの見直しを進めても、公共施設等の全てを現状のまま保有した場合には、今後30年間で3,211 億円（年平均 107 億円）が必要と見込まれる。これは、過去の5年間に投資した修繕更新費等の年度平均額の 2.5 倍に相当にする。



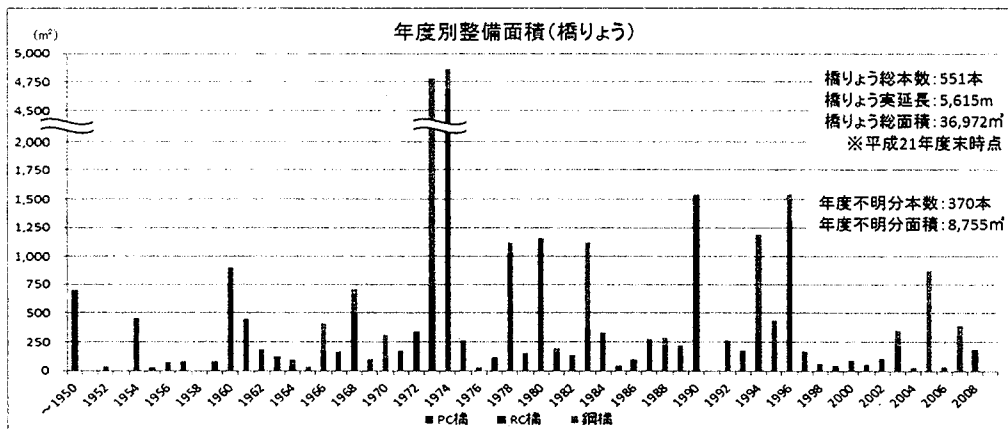
市有施設の管理運営に係る基本方針改定版(平成 28 年 1 月) 7 ページ

(注) 耐用年数の経過後に現在と同じ面積・延長等で更新すると仮定して推計した。なお、2015 年度に上水道（管路）の更新費が突出している要因は、推計時点で耐用年数を経過している管路について、更新時期を推計初年度としたことによる。

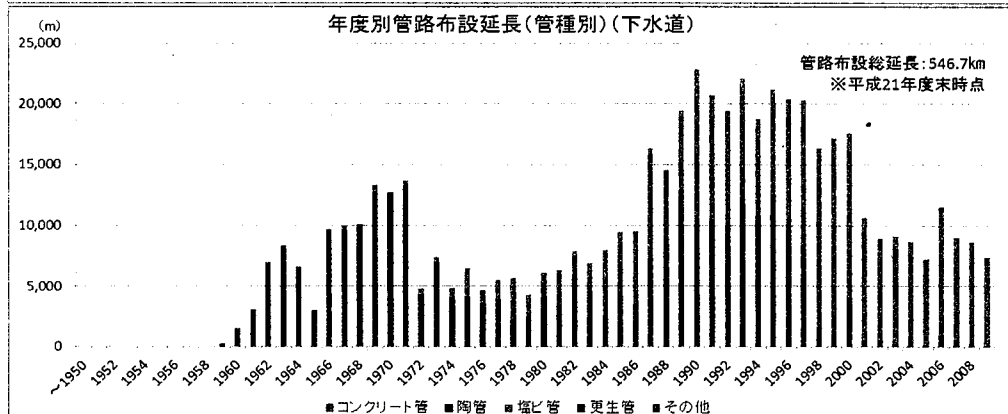
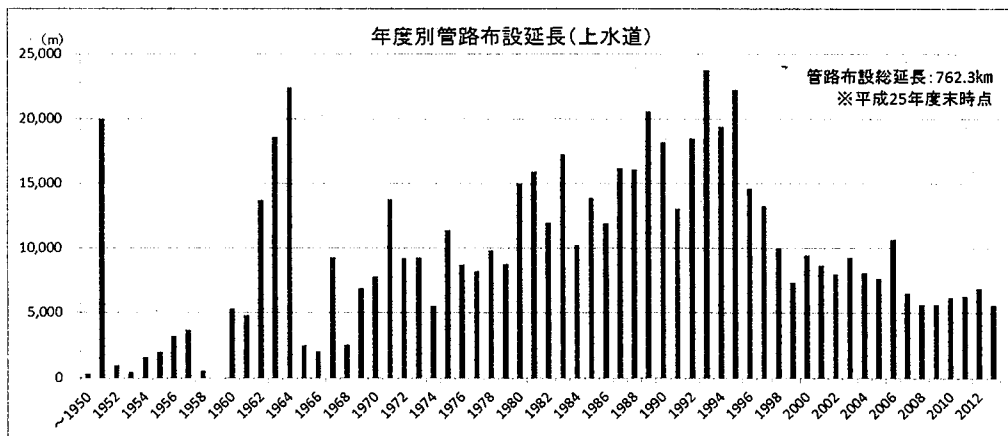
[参考] 本市の公共施設等の整備状況について



小田原市施設白書(平成22年3月) 17 ページ



市有施設の管理運営に係る基本方針改定版(平成28年1月) 5 ページ



市有施設の管理運営に係る基本方針改定版(平成28年1月) 6 ページ

3 新たな行財政改革の取組みについて

(1) 総合計画の目指す将来都市像の実現

本市総合計画の基本構想では、将来都市像を「市民の力で未来を拓く希望のまち」と定め、市民の力・地域の力を核とした「新しい公共」により、小田原の豊かな地域資源を十分に生かしながら、持続可能なまちづくりを進めることとしている。

近年の急速な少子高齢化を伴う人口減少社会において、本市が都市間競争の中でさらに魅力を高めていくためには、生産年齢人口の確保、次世代を担う子どもや若者の育成に全力を注がなければならない。そのためには、豊かな地域資源を生かしたブランド化や財政基盤の強化により、保育・子育て環境を充実させ、子育て世代を呼び込む施策に積極的かつ重点的に行政経営資源（ヒト・モノ・カネ・情報・時間）を配分していく必要がある。

(2) 行財政改革の基本的な考え方

地方公共団体の責務である住民の福祉の向上を目指すためには、社会環境の変化や多様な市民ニーズに対し、行政組織が柔軟に対応していく必要がある。

そして、昨今の複雑化した環境に対応するためには、基礎的自治体のなすべき政策の方向を見定め、施策・事務事業を常に見直し、柔軟に組替えや改善をしながら重点化を図っていくことが必要である。

すなわち、これからの行財政改革には、行政経営資源の削減のみを行うという視点にとどまらず、中長期の観点から市民の望むまちづくりを実現できる行財政運営が求められている。新たな行財政改革では、緊急的課題である財政健全化に向けた取組を着実に進めるとともに、行財政運営全般にわたる見直しに取り組み、これからのまちづくりの仕組みを整備していかなければならない。

(3) 改革の方針

行財政改革の指針としては、市民ニーズ等を的確に把握しつつ行政経営資源を適切に配分することにより、価値ある行政サービスを提供する仕組みを構築することで、減量型の改革と質の向上を両立させ、若者をはじめ多くの人が地域に根付く魅力あるまちづくりを進め、市民満足度の向上を目指す政策が必要である。

減量型の改革においては、最小の経費で最大の効果が挙がるよう、内部事務の合理化・簡素化により徹底的に無駄を省くとともに、職員数の適正化や事務事業の再編・整理を図るなど、行財政運営の効率化・スリム化の取組が重要であり、質の改革においては、市民満足度を高める質の高い行政サービスの提供を目指し、成果重視の仕組みづくり、職員の資質向上や民間活力の活用などの取組が重要である。

4 行財政改革の視点について

本委員会は、改革の視点として3点を掲げ、次のとおり取組項目を提案する。

視点1 市民との共創による地域経営の推進

(1) 民間活力の活用

限られた行政経営資源で市民のニーズに的確に responding していくためには、地域課題を自発的に解決していこうとする市民、地域団体、事業者、ボランティア、NPOなどの多様な主体がそれぞれの特性を生かして役割を分担する協働型社会を構築するとともに、厳しい競争の中で技術やノウハウを積み重ねた民間企業等の力を活用することが極めて重要である。

これまで取り組んできた民間へのアウトソーシングや非常勤職員への人材登用だけでなく、PPP^{※5}、PFI^{※6}、指定管理者制度等の公民連携の推進のほか、民間活動の支援、協力関係の構築等を通じて民間活力の活用を推進すべきである。

※5PPP：(Public Private Partnership：公民連携) 行政主体による公共サービスを、誰が最も有効的で効率的なサービスの担い手になり得るのかという観点から、行政(公)と多様な構成主体(市民・自治会・各種団体・NPO・企業・大学など「民」)との連携により提供していく考え方。

※6PFI：(Private Finance Initiative) 公共施設等の設計、建設(改修)、維持管理・運営等を包括的に委ね民間の資金、経営能力、技術的能力を活用し、行政等が直接実施するよりも効率的かつ効果的に公共サービスの提供を図る考え方。

(2) 市民参画型社会の推進

市民との共創による行財政運営には、市民が行財政運営に参画する場の確保と、相互のネットワークづくりが重要である。市民と行政とが互いに信頼できる環境をつくり、それぞれの役割を認識しながら、力を合わせて諸施策に取り組む体制が望まれる。

行財政改革を断行する上では、市民に相応の痛みを伴うものも少なくない。市民の理解を深め、合意形成を図っていくために、附属機関の委員等への市民の登用、パブリックコメントの推進、ワークショップの開催等、市の政策決定に市民が積極的に参画できる仕組みづくりが重要である。

さらに、市民と行政又は市民同士の協働によるまちづくりが行われるよう市民団体等の活動支援に取り組むことが必要である。

また、今後増加が見込まれる高齢者世代の市民が、それぞれの地域で多くの仲間と共に実り豊かなシニアライフを送るとともに、これまで培ってきた知識、技術、経験等を生かし、積極的な地域参加を進めることで、さらなる「地域力」及び「市民力」の向上につながるよう取り組んでいくべきである。

視点2 市民ニーズに即応した効率的で効果的な行財政運営の推進

(1) 市民の視点に立った行政サービスの提供

広範で多様な行政需要に的確に対応し、時代の変化に対応することは行政に課せられた使命である。市民ニーズを見極め、限られた行政経営資源を最大限活用して質の高い行政サービスを提供することが必要である。

(2) 分権時代の人材育成と組織機構の構築

地方分権の進展に伴い、職員には政策形成能力や法制執務能力の向上が求められている。前例や固定観念にとらわれない柔軟な思考力と行動力を持つ職員を育成するためには、職員一人ひとりの意識改革が必要であり、民間企業や他の行政団体との人事交流等による職員研修の充実や、幹部職員のマネジメント能力の向上等に積極的に取り組むべきである。

また、組織の肥大化や縦割りによる弊害を極力抑制し、効率性を重視した組織機構の構築に努め、組織が一体となって、市民との共創の時代に対応した質の高い行政サービスを実現する必要がある。

(3) 公正で透明性の高い行財政運営の推進

公正性・透明性の高い行財政運営を実現するためには、納税者である市民の目線で、事務事業の評価、費用対効果の検証を行うとともに、それを市民にわかりやすく公表することが重要である。これまでも広報紙やホームページ等を活用して、積極的に市民への情報提供がなされているが、今後は、より多くの市民に対して、情報を正確に、かつ、わかりやすく伝達する手法を検討する必要がある。

(4) 行政評価システムの再構築

本市においては、平成23年度から事務事業評価が導入されているが、市民満足度の向上や成果重視の視点を職員に意識付けていくためには、施策や事務事業の目的、効果、効率性等を客観的に評価する行政評価システムを再構築し、その評価を最大限活用して、施策や事業目標の見直しや改革・改善に反映させる必要がある。

総合計画後期基本計画において約600件の事務事業が掲載される予定であることを踏まえ、後期基本計画の計画期間である6年間でそれら全ての事務事業の見直しを行うことを目標に、年間100件以上の改革・改善に取り組まれない。

視点3 持続可能な財政基盤の確立

(1) 歳入確保の取組

少子高齢化を伴う人口減少社会における生産年齢人口の減少などの影響により、市税等が減少することが見込まれる中、市民に信頼される公平公正な税制度等を維持するため、滞納対策のさらなる強化、収納率の向上を目指し、積極的な財源の確保に努めなければならない。平成27年度決算における市税収納率は約95.59%であり、国民健康保険の保険料の収納率は約78.52%となっている。

過去3年間ではそれぞれ収納率の向上が見られているが、平成27年度における県内最上位の収納率（税：98.87%、国保：84.49%）を目標に、今後もさらなる収納率の向上に努められたい。

そのほか、使用料や手数料についても、受益者負担と公平性の原則に基づいて、市民に適正な負担を求めていくとともに、地域の魅力を更に高め、ふるさと応援寄附金等の確保につなげるなど、あらゆる行政経営資源を活用し、新たな財源の確保に努めるべきである。

(2) 歳出抑制の取組

健全な財政基盤を維持していくためには、経費の縮減により歳出削減を継続することには限界があり、事務事業の見直しを継続することが必要である。市民ニーズの多様化、高度化に対応してサービス水準を維持、向上させることだけを追求しては、行財政運営は持続可能なものとならない。徹底した事務事業の見直しにより歳出全般の効率化を図ることで、身の丈に合わせた行財政運営が必要である。

さらに、義務的経費である人件費、扶助費及び公債費の圧縮は喫緊の課題であり、将来の財政推計を踏まえて行財政運営の健全化に取り組まれることを強く望む。

(3) 都市の魅力の向上の取組

本市には、首都圏からのアクセスの良さ、山、川、海などの魅力あふれる自然、歴史と文化の薫る街並み、多様な産業といった多くの地域資源があふれている。これらの豊かな地域資源を十分に生かし、定住人口の増加につながる施策を展開することが必要である。

「住んでみたいまち」に近づくためには、雇用の創出、子育て支援、社会基盤の充実などの各種施策を推進することと同時に、本市の魅力を広く発信させる都市セールスがますます重要となる。都市間競争の中で本市の地域ブランドを高め、市民がわがまちを自慢できるようなまちづくりに取り組んでいくべきである。

また、小田原市観光戦略ビジョンに基づく各種施策の展開により、交流人口の増加及び地域の活性化に努めるべきである。

(4) 持続可能な財政基盤の目標数値

本年8月に発表された本市の財政推計によると、平成34年度には約14.5億円の財源不足が想定されている。したがって、持続可能な財政基盤を維持するため、平成34年度までの行財政改革により約14.5億円の効果を達成することを目標に掲げ、歳入確保及び歳出削減に取り組まれたい。

5 行財政改革推進の重点推進項目について

市政運営を進めるためには、重点課題を明らかにし、限られた行政経営資源を最大限活用しながら、「何を優先して行うべきか」を考え、選択と集中により最少の経費で最大の効果を生み出さなければならない。

そこで、行財政改革推進の重点推進項目として、次の6項目について意見を述べる。

(1) 事務事業の見直し

行政評価等を活用し、個別の事務事業の効果や効率性について検証を行い、所期の目的が達成されたもの、行政が行う意義が薄れたもの、民間委託を行うことで行政サービスの向上が期待されるもの等を厳しく見極め、適切に優先順位を付けた上で、手法の変更や事業の再編、統合又は廃止も含めて見直しを行う必要がある。

全ての事務事業を精査し、選択と集中により真に必要な事務事業に行政経営資源を投下する一方で、廃止すべき事務事業については、市民の合意の下、できるだけ速やかに廃止すべきである。

(2) 補助金・負担金の適正化

公益上の必要性から、これまでに様々な補助金・負担金が創設されており、これらの財政支援は、市民等を一定の政策に誘導することや自主的かつ自立的な市民活動等の促進を図ることを目的としてきた。それゆえ、それぞれの補助金・交付金について、長期にわたり交付されているもの、交付先が特定の団体等に固定されているもの、対象経費が不明確になっているもの等については、公共性、公益性等を十分に吟味し、定期的にゼロベースで見直しを行う必要があり、明確な基準を策定して適正化を図るべきである。

(3) 受益者負担の適正化

市民等が必要とする行政サービスを安定して提供し続けていくためには、効率的な行財政運営を確保するとともに、行政サービスの対価としての使用料・手数料について、受益者に適正な負担を求めていかなければならない。

それぞれの行政サービスを行政分野別及び性質別に区分し、受益者負担の原則（公平性）、算定方法の明確化（透明性）、減額・免除基準の統一等を考慮しながら、公的関与の必要性に主眼を置いて見直し基準を策定し、明確な目的をもってその適正化に努めることが重要である。

（４）社会保障関連の行政経費の最適化

社会保障関連の行政経費は、今後も年々伸びる傾向が続くものと考えられることから、その最適化が財政健全化にとって大変重要である。

社会保障関係の行政経費の最適化を図る上では、単に事業費の削減を目的とするのではなく、出生率の向上や健康寿命の延伸といった将来的な効果が期待される事業に重点的に投資するという視点で見直しを行うことが必要である。

（５）公共公益施設のマネジメント

公共公益施設のあり方については、各施設の総点検及び維持管理経費の検証に基づき、長期保全計画・維持修繕計画の作成に取り組んでいるところである。多くの施設が一斉に更新時期を迎え、多額の維持更新費用が必要となってくることから、人口減少、年齢構成の変化及び将来の財政推計を踏まえた、施設の適正配置並びに施設の統合、廃止又は複合化による総量削減を早急に検討する必要がある。

公共公益施設の管理運営方法も、「施設」から「機能」へと視点を移すことによって、市有施設の民営化、民間施設への機能代替等、できる限りの公民連携を推進し、将来負担の縮減に努めるべきである。

公共公益施設の適正配置や統廃合を進める上では、納税者の立場と利用者の立場という両面から市民理解を得ていかなければならない。公共公益施設全体を捉えた再配置計画という総論と、地域特性に応じた個別のモデルケースの検討という各論とを適切に組み合わせて、市民の合意を得られるよう取り組むべきである。

（６）県西地域の中心市としてのあり方の検討

市民の生活圏の拡大や複雑・多様化する行政需要に対応するため、広域的な地域間の交流促進や共通する課題解決に向け、関係市町との連携強化は重要である。また、行財政運営の効率化による財政基盤の強化を図るためには、市町村合併や広域連携は有力な選択肢の一つであり、高い効果が期待される場所である。

現在、小田原市と南足柄市は合併や広域連携などに関する効果や課題について検討をしているが、合併の有無に関わらず、県西地域の核としての両市のあり方や直面する状況を広く市民と共有した上で、中核市への移行や連携中枢都市圏の形成を含め、本市の将来像についての議論を深めていくことが重要である。

6 行財政改革の推進体制について

行財政改革の目標を達成していくためには、職員や市民にとっても、わかりやすく効率的な推進体制が必要である。

そこで、行財政改革の推進体制として、次の3項目について意見を述べる。

(1) 行財政改革に対する姿勢

現在の市財政は極めて厳しい状況にあり、早急に有効な手立てを講じない限り、遠くない将来に深刻な財源不足に陥ることが懸念される危機的な状況であるが、多くの市民は、そういった現状認識を持っていないのが実情である。そのため、行財政改革は、単なる行政サービスの低下と受け取られかねず、市民の理解を得ることが困難であると懸念される。そこで、市の財政状況を市民に積極的に周知し、課題を共有していくことが必要であり、特に将来を担う若者たちへの情報発信及びその意見を吸い上げるための仕組みを検討されたい。

大規模な行財政改革は多大な痛みを伴うものであるが、将来にわたって次世代に負担を先送りしないためにも、市民と行政とが痛みを分かち合い、共に協力して改革を乗り切っていくことが必要である。相当の覚悟と責任感をもって一人ひとりの職員が改革に取り組むとともに、何よりも、行政経営トップの大胆な決断がなければならない。

(2) 行財政改革の推進期間と推進体制

地方公共団体を取り巻く情勢が目まぐるしく変化する中で、行財政改革の取組を効果的に推進するためには、目標数値や目標達成期間を設定し、適切な推進体制の下で取り組んでいかなければならない。今後作成する行政改革指針の計画期間は、第5次小田原市総合計画後期基本計画と合わせ、平成29年度から平成34年度までの6年間とすることが妥当である。

現在、副市長以下の幹部職員による小田原市行財政改善推進委員会において、行財政改革に係る重要事項や組織横断的な課題等の検討を行い、改革を推進しているところであるが、今後もこれらの推進体制を中心に、全庁的な改革に取り組んでもらいたい。

(3) 具体的な実行計画の策定とその進捗管理

新たな行政改革指針に基づいて改革の取組を着実に推進するため、具体的な活動目標を設定した実行計画を策定し、その達成度を客観的に評価することによって適切な進捗管理を行うとともに、市民への説明責任を果たすために分かりやすい方法で公表すべきである。

さらに、社会情勢の変化を踏まえながら、個々の取組の見直しや新たな効果が見込まれる取組の追加など、常に計画内容の充実に努められたい。

あとがき

本市における行財政運営を考えると、今後数年は、中核市への移行の検討や南足柄市との2市協議など、本市の将来を左右するといっても過言ではない程、重要な時期であると言える。

将来に備えた行財政基盤を確立するためには、大胆な改革が必要であり、将来を見据えた長期的展望に立った事務事業の総点検が必要となることから、前例踏襲の概念を払拭し、必要性や緊急性を精査して積極的な行財政改革を推進するよう要望する。

また、行政改革指針を実効性のあるものとするためには、確固たる推進体制を整え、積極的に改革に取り組む必要がある。

そのため、行政改革指針は、可能な限り具体性のあるものとし、職員一人ひとりが改革の必要性和それぞれの役割を十分に認識し、市民志向、成果志向、市場原理の意識を常に持って改革に当たっていただきたい。

行政財改革の推進に当たっては、市民の理解を得ることが最も重要なことであり、本市の情報を的確に発信しながら、市民との合意の下に推進されることを期待する。

小田原市行財政改革推進委員会名簿

氏 名	役 職 等	備 考
大 嶋 啓 介	株式会社 ダイナシティ代表取締役	
木 村 秀 昭	小田原市自治会総連合 会長	
近 藤 正 道	東京地方税理士会 小田原支部長	
神 馬 純 江	エコロジカルコミュニティあおいほし代表	
高 田 寛 文	国立大学法人 政策研究大学院大学教授	副委員長
高 橋 隆 之	小田原・足柄地域連合 事務局長	
辻 琢 也	国立大学法人 一橋大学 副学長	委員長

※五十音順、敬称略

小田原市行政改革推進委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、小田原市附属機関設置条例（昭和54年小田原市条例第1号）第2条の規定に基づき設置された小田原市行政改革推進委員会（以下「委員会」という。）の組織、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、行政運営の改革の推進に関する事項につき市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、必要と認める事項について意見を具申するものとする。

(委員)

第3条 委員会の委員は、学識経験を有する者のうちから市長が委嘱する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第6条 委員会において必要があると認めるときは、その会議に、議事に関係のある者に出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の事務は、市長が定める職員が処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和63年7月1日規則第22号）

この規則は、昭和63年7月2日から施行する。

答申までの経緯

年 月 日		備 考
平成 28 年 1 月 7 日 (木)	第 1 回小田原市行政改革推進委員会	委員委嘱 諮問
平成 28 年 2 月 26 日 (金)	第 2 回小田原市行政改革推進委員会	
平成 28 年 4 月 21 日 (木)	第 3 回小田原市行政改革推進委員会	
平成 28 年 5 月 12 日 (木)	第 4 回小田原市行政改革推進委員会	
平成 28 年 7 月 15 日 (木)	第 5 回小田原市行政改革推進委員会	
平成 28 年 8 月 8 日 (月)	第 6 回小田原市行政改革推進委員会	
平成 28 年 10 月 6 日 (木)	第 7 回小田原市行政改革推進委員会	

小田原市空家等対策計画の策定について

1 背景

人口減少や超高齢社会の到来などにより、空家問題は防災・防犯・環境・衛生・地域の活性化・景観の保全の面で、地域住民の生活に深刻な影響を及ぼしている。

国では、地域住民の生命、身体又は財産を保護するとともに、その生活環境の保全、また空家等の活用を促進することを目的とした「空家等対策の推進に関する特別措置法」（以下「空家法」という。）が成立し、平成 27 年 5 月に完全施行された。

空家法では、空家の所有者又は管理者は空家の適切な管理に努めること、市町村は空家等対策計画の作成及びこれに基づく空家等に関する対策、必要な措置を講ずるよう努めることが示されている。

2 経緯

平成 28 年 7 月に、学識経験者、弁護士、関係団体、自治会等から構成される「小田原市空家等対策協議会」を設立し、本市における空家等対策を講ずるため「小田原市空家等対策計画」の策定に着手した。

3 小田原市空家等対策計画（素案）の内容

(1) 本市の空家の現状

平成25年住宅・土地統計調査によると、本市の「総住宅数に占める空家総数の割合」は過去最高の13.9%となっており、全国の13.5%を上回っている。

空家法の施行後、地域住民や自治会から本市に寄せられる空家等に関する相談件数も著しく増加し、今後、空家問題はさらに深刻化することが想定される。

(2) 計画の目的

空家等への対策を総合的かつ計画的に実施するため、空家等に関する対策についての基本的な考え方を定め、空家等への対策に関する共通意識を確立し、安全安心のまちづくりを推進する。

(3) 基本理念

空家等問題を個人の問題としてではなく、地域社会全体の問題として捉え、「自助（所有者等の責務）」、「共助（地域住民、事業者等の協力）」、「公助（行政の支援）」の観点から、所有者、地域住民・事業者等、行政といった多様な主体が、協働して対策を講じ、官民連携により取り組んでいく。

(4) 基本方針

基本理念のもと、「空家化の予防」「空家等の流通・利活用の促進」「空家等の適正管理の促進」の3点を基本方針とする。

(5) 計画の位置付け

空家法第6条の規定に基づき策定する計画であり、また、小田原市総合計画（おだわらTRYプラン）を上位計画とする。

(6) 計画期間

小田原市総合計画（おだわらTRYプラン）後期基本計画と連動させ、平成29年度から平成34年度までの6年間とする。

(7) 具体的な施策

基本理念に基づき、「利用中」「流通可能な空家等」「管理不全な空家等」の住宅の各段階に応じた対策を講ずる。

ア 空家化の予防

空家等の増加抑制のために、「利用中」の住宅の所有者等への意識啓発を進める。

イ 空家等の流通・利活用の促進

空家等の実態調査を行い、データベースを整えとともに、空家等評価基準を作成し、「流通可能な空家等」については、中古住宅の流通促進や、地域の活性化や公共的目的の活用の促進を図る。

ウ 空家等の適正管理の促進

「管理不全な空家等」について、建物の状態や周辺への悪影響などを総合的に勘案し、所有者等に対して状況に応じた情報提供を行い、適正管理を促す。特定空家等判断基準に則り、地域住民の生命、財産、生活環境等に著しく影響を及ぼすおそれのある空家等を「特定空家等」に判定し、所有者への指導、勧告、命令など必要な措置を講ずる。

(8) 空家等対策の体制整備

空家法第7条に則し設置した空家等対策協議会で、計画の作成及び変更並びに実施に関する協議のほか、特定空家等の判断基準の作成、判断に関する協議等を行う。

空家等対策に関わる相談には、地域安全課が窓口となり、関係部署と協力して対応するとともに、的確かつ迅速に対応できるように、民間の専門家団体等との協力体制の構築を検討していく。

4 今後のスケジュール

平成 28 年 12 月 15 日 (木) ～平成 29 年 1 月 13 日 (金)	市民意見の募集
平成 29 年 2 月中旬	空家等対策協議会から答申
平成 29 年 3 月末	空家等対策計画の策定

小田原市空家等対策計画（素案）

目次

序章 小田原市空家等対策計画策定の背景	1
1 小田原市空家等対策計画の背景	1
2 「空家等」の定義	1
第1章 空家の現状	2
1 全国の空家の状況	2
2 神奈川県空家の状況	4
3 小田原市空家の状況	6
4 空家を取り巻く税制対策の状況	9
第2章 空家等の実態と課題	11
1 空家等の実態把握	11
2 空家等対策の課題・問題	12
第3章 空家等対策に関する基本的事項	13
1 目的	13
2 基本理念	13
3 基本方針	13
4 対策計画の位置付け	14
5 計画の期間	14
6 対象とする地域	15

7 対象とする空家等の種類.....	15
第4章 空家等対策の具体的な施策.....	16
1 空家化の予防.....	17
2 空家等の流通・利活用の促進.....	17
3 空家等の適正管理の促進.....	18
4 相談機会の充実.....	19
第5章 空家等対策の体制整備.....	20
1 空家等対策協議会.....	20
2 協力体制の構築.....	20
3 庁内決定会議.....	21

序章 小田原市空家等対策計画策定の背景

1 小田原市空家等対策計画の背景

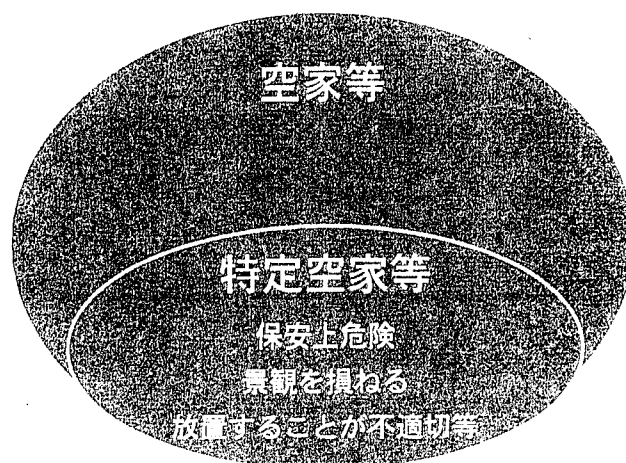
人口減少や超高齢化社会の到来などにより、全国的な問題として空家問題が表面化し、防災・防犯・環境・衛生・地域の活性化・景観の保全など、地域住民の生活に深刻な影響を及ぼしています。国では、地域住民の生命、身体又は財産を保護するとともに、その生活環境の保全、また空家等の活用を促進することを目的に、平成26年11月に「空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「空家法」という）」が成立し、平成27年5月に完全施行されました。

空家法の施行後、地域住民や自治会から本市に寄せられる空家等に関する相談件数は著しく増加し、今後も空家問題はさらに深刻化すると想定されることから、本市における対策を定め講じていくため、小田原市空家等対策計画（以下「計画」という）を策定します。

2 「空家等」の定義

本計画では、建築物又はこれに付属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。）を「空家等」とします。

また、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等を「特定空家等」とします。



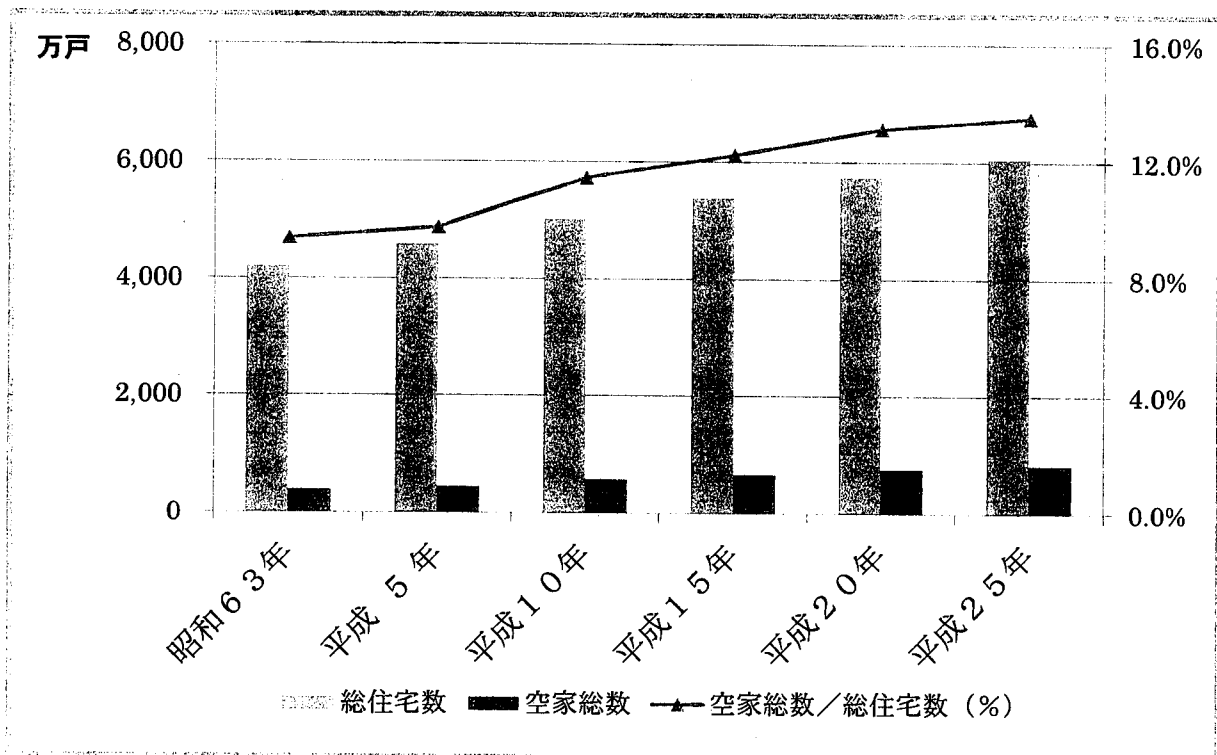
第1章 空家の現状

1 全国の空家の状況

(1) 総住宅数、空家総数の推移

全国の空家の推移を見ると、昭和63年の394万戸から一貫して増加を続けており、平成25年には約2.1倍の820万戸となっています。総住宅数に占める空家総数の割合も、昭和33年から一貫して上昇しており、平成25年には、過去最高の13.5%となっています。

【総住宅数、空家総数の推移－全国】



資料：平成25年住宅・土地統計調査※

※住宅・土地統計調査

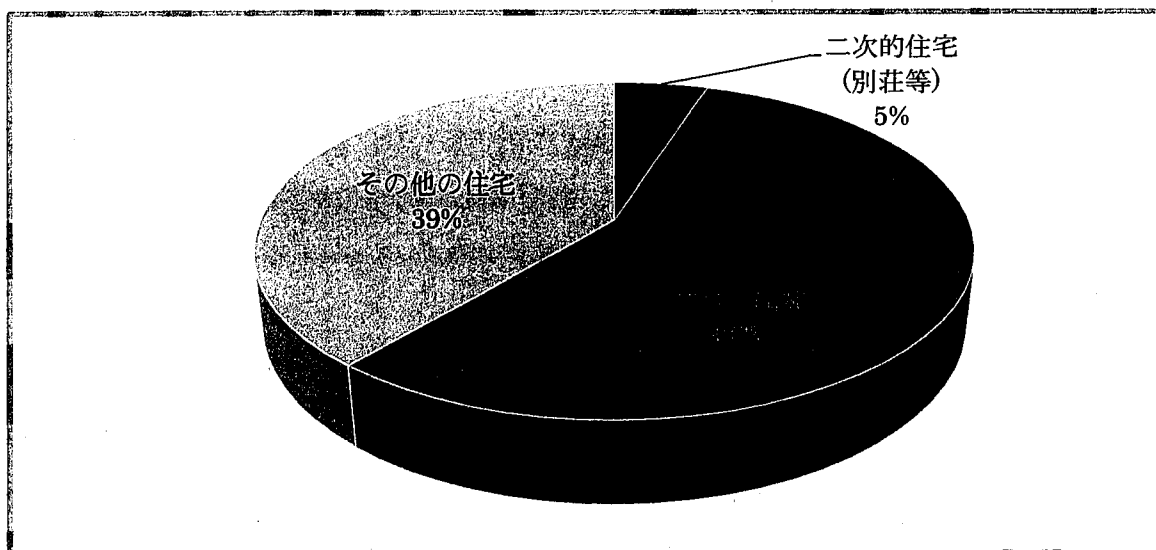
総務省統計局が行っている調査で、抽出された調査区の世帯について調査するものであり、全戸調査ではない。空家などについては、調査員が外観等から調査項目の一部について判断し、調査している。

(2) 空家の類型別割合

空家820万戸の内訳を見ると、「賃貸・売却用の住宅」が全体の56%を占め、「二次的住宅（別荘等、普段は人が住んでいない住宅）」が5%、これらにはあてはまらない「その他の住宅」が39%となっています。

※ その他の住宅 … 転勤・入院などのために居住世帯が長期にわたって不在の住宅や建て替えなどのために取り壊すことになっている住宅のこと。

【空家の類型別割合－全国】

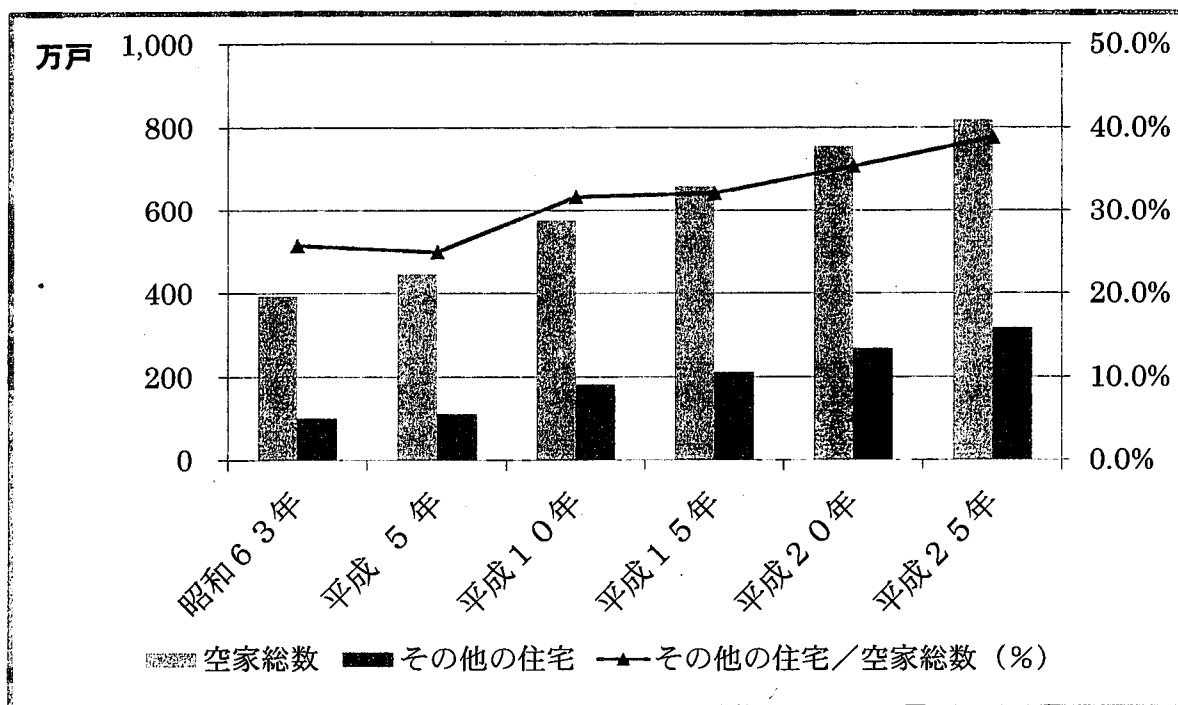


資料：平成25年住宅・土地統計調査

(3) 空家総数と「その他の住宅」の推移

空家等のうち「その他の住宅」は、放置すれば社会問題となり得るものであり、その数は平成5年以降増加を続け、空家総数に占める割合も平成25年には39%となっています。

【空家総数、「その他の住宅」の推移－全国】



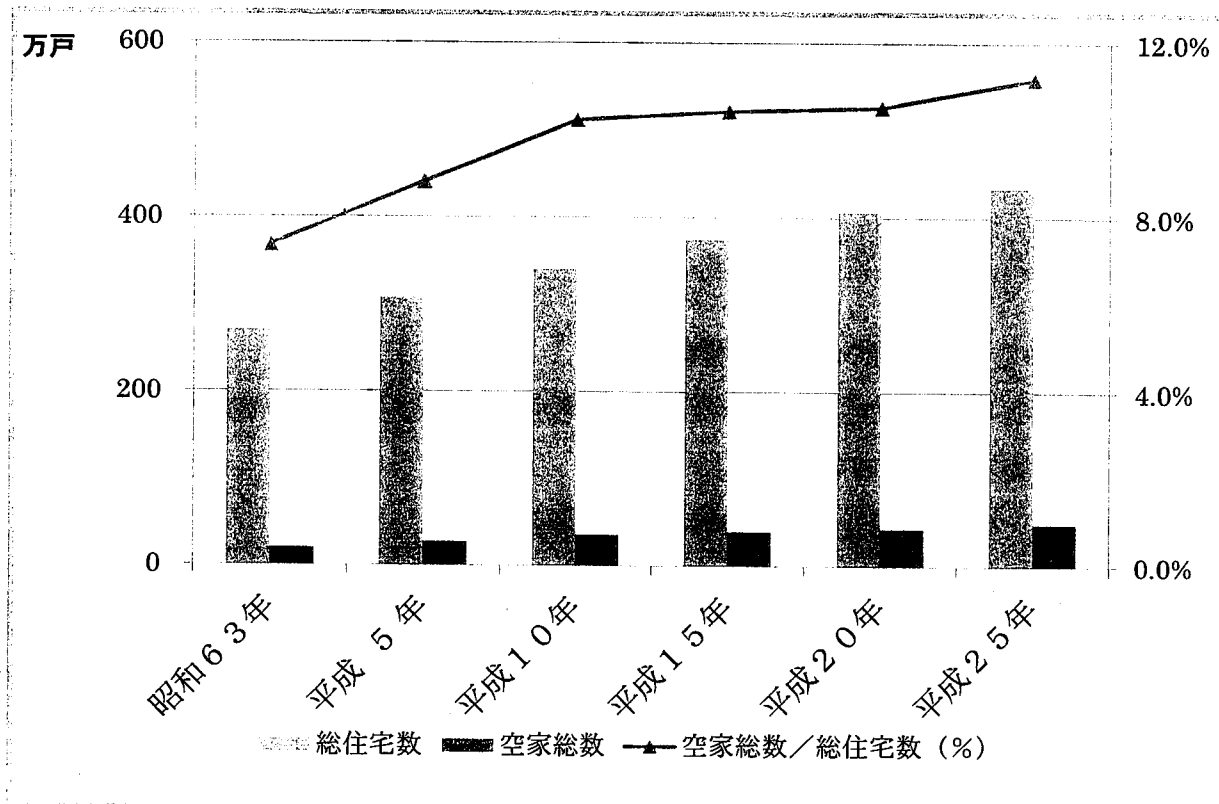
資料：平成25年住宅・土地統計調査

2 神奈川県の実家の状況

(1) 総住宅数、実家総数の推移

神奈川県の実家の推移も増加し続けており、平成25年には48万6千戸となっています。総住宅数に占める実家総数の割合も、昭和63年以降、上昇し続けており、平成25年には、過去最高の11.2%となっています。

【総住宅数、実家総数の推移－神奈川県】

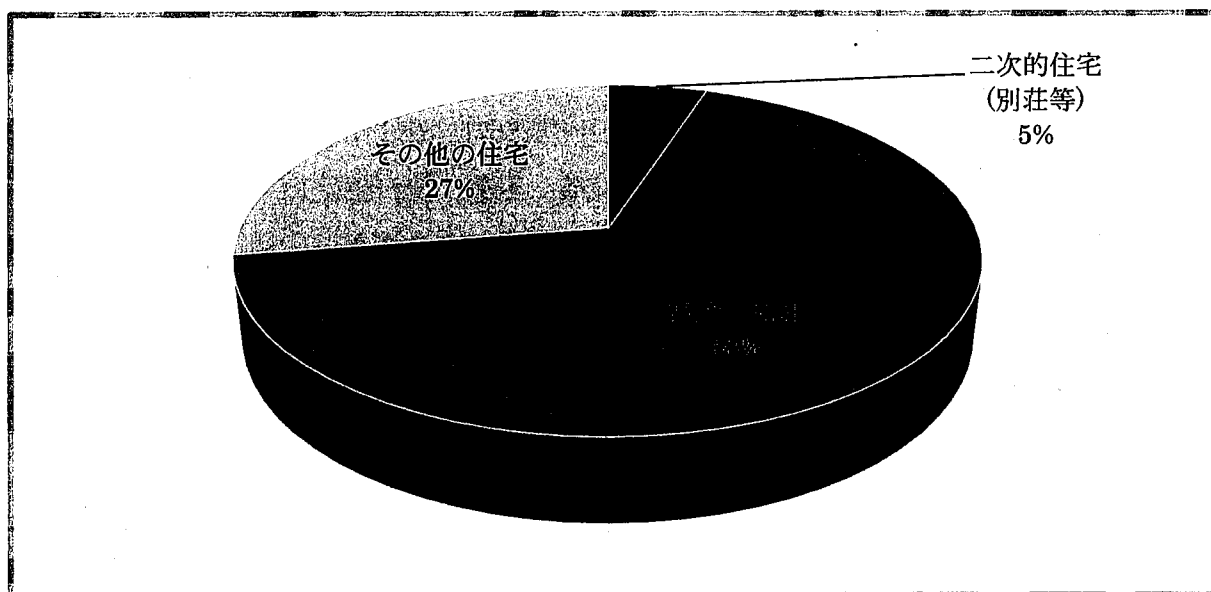


資料：平成25年住宅・土地統計調査

(2) 実家の類型別割合

実家48万6千戸の内訳を見ると、「賃貸・売却用の住宅」が実家全体の68%を占め、二次的住宅が5%、これらにはあてはまらない「その他の住宅」が27%となっています。

【空家の類型別割合－神奈川県】

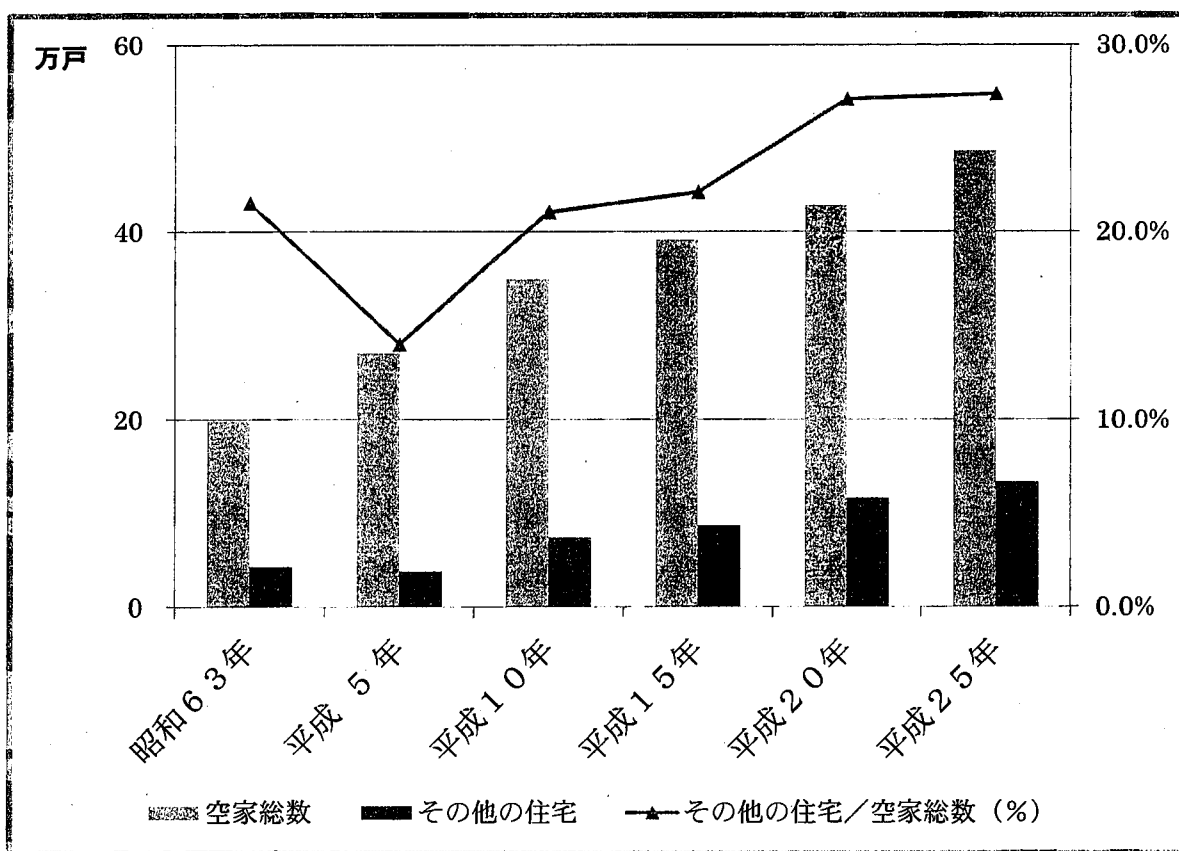


資料：平成25年住宅・土地統計調査

(3) 空家総数と「その他の住宅」の推移

神奈川県内の「その他の住宅」も平成5年以降増加を続けており、空家総数に占める割合も平成25年には27%となっています。

【空家総数、「その他の住宅」の推移－神奈川県】



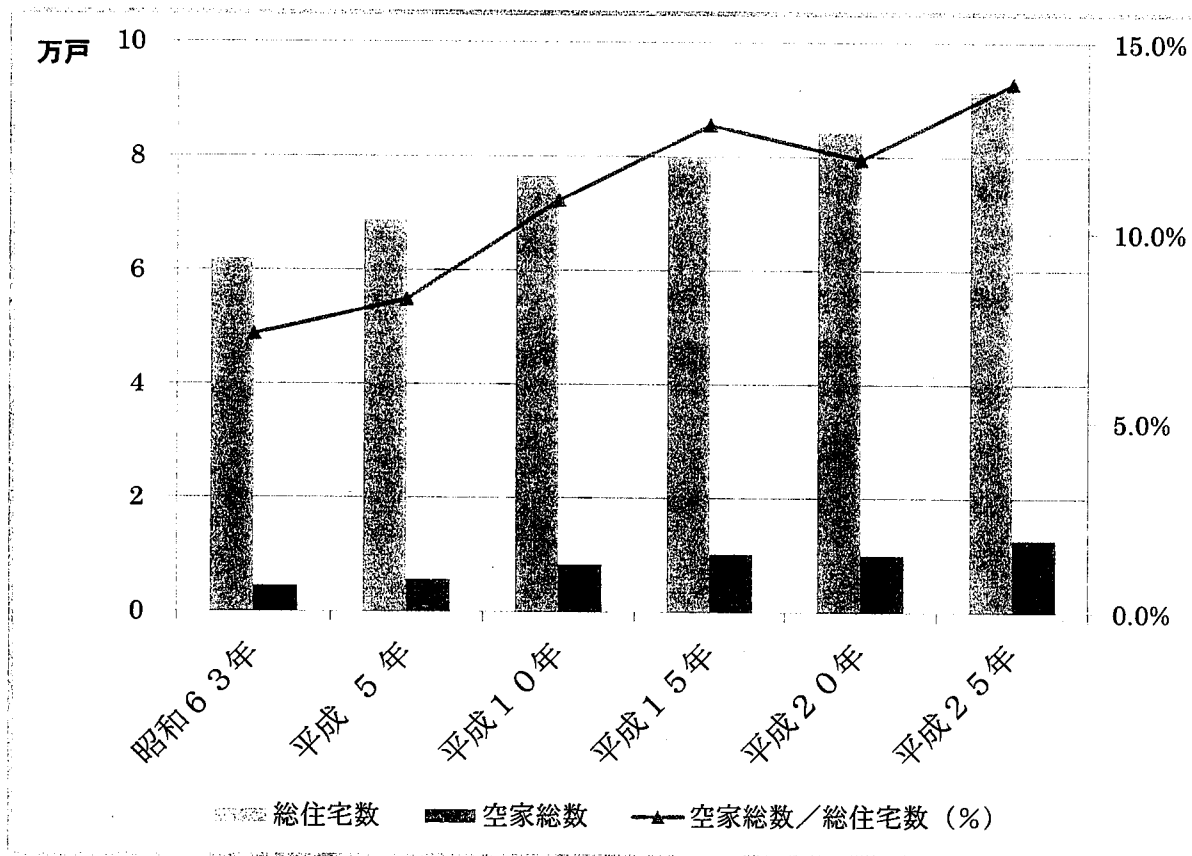
資料：平成25年住宅・土地統計調査

3 小田原市の空家の状況

(1) 総住宅数、空家総数の推移

本市の空家の推移も、全国や神奈川県と同様に平成25年には過去最高の空家総数及び総住宅数に占める空家総数の割合を記録しています。空家総数は平成25年に12,770 戸、総住宅数に占める空家の割合は13.9%となっています。この割合は、全国の空家率を超える結果となっています。

【総住宅数、空家総数の推移－小田原市】

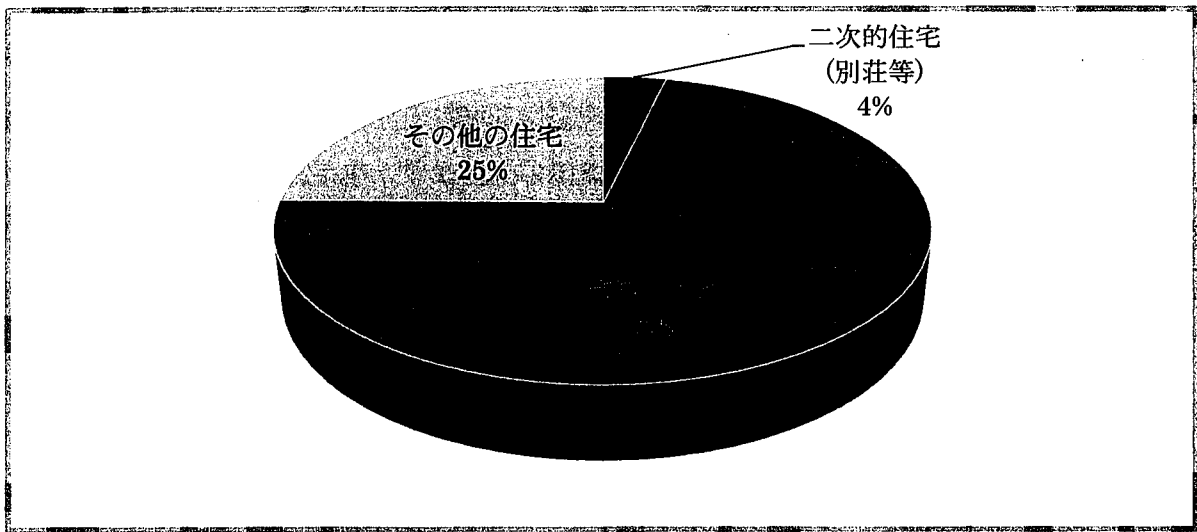


資料：平成25年住宅・土地統計調査

(2) 空家の類型別割合

空家12,770戸を類型別に見ると、「賃貸・売却用の住宅」が9,140戸で71%、「二次的住宅」が470戸で4%、「その他の住宅」が3,170戸で25%となっています。

【空家の類型別割合－小田原市】

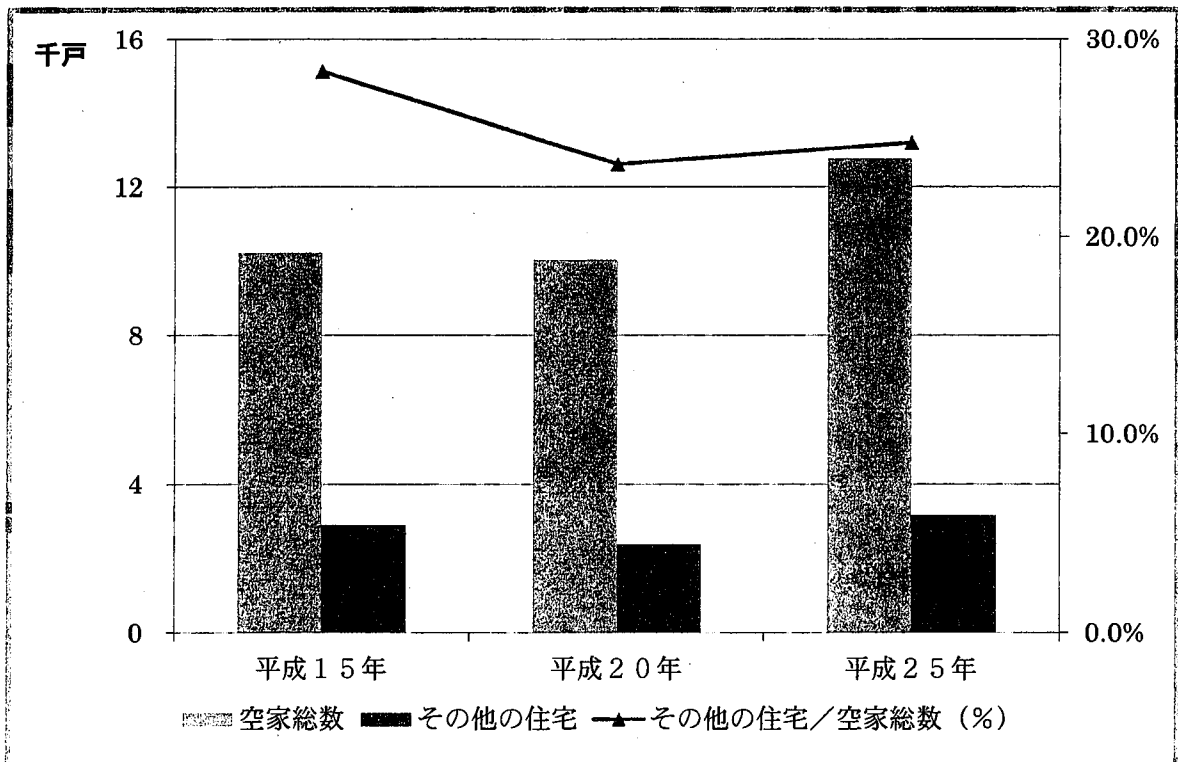


資料：平成25年住宅・土地統計調査

(3) 空家総数と「その他の住宅」の推移

市内における「その他の住宅」の数は平成25年には3,170戸と最も多くなっており、空家総数に占める割合も約25%となっています。

【空家総数、「その他の住宅」の推移－小田原市】



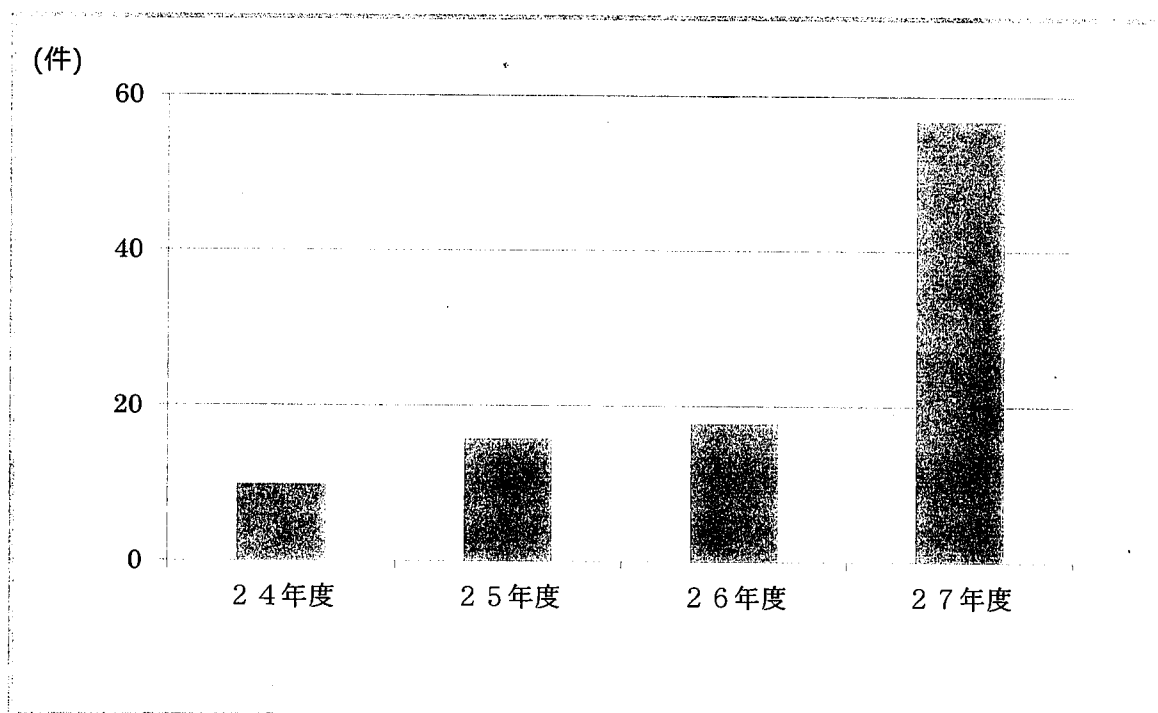
資料：平成25年住宅・土地統計調査

(4) 空家等に関する相談件数

空家等に関し、近隣住民や地域自治会、また所有者から本市に寄せられる相談・苦情件数は、例年10数件程度で推移してきましたが、平成27年5月に空家法が完全施行されて以降、寄せられる相談件数は著しく増加し、平成27年度には57件を記録しています。

今後も、人口減少や超高齢社会の到来などにより、管理の行き届かない空家等が増加し、近隣住民や地域自治会、また所有者から寄せられる相談・苦情件数も増加し続けることが想定されます。

【空家等に関する相談件数の推移】

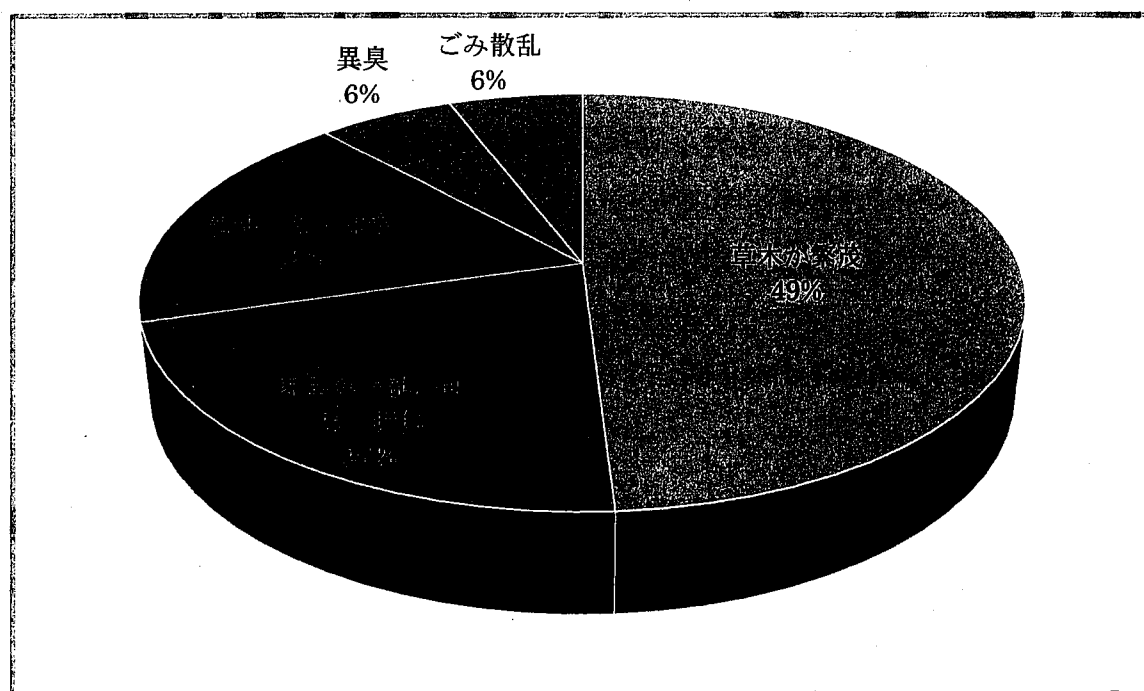


(5) 空家等に関する相談内容

空家等に関する相談内容としては、「隣家の樹木が繁茂して庭に入ってきてしまっている」、「屋根や雨樋が破損していて、飛散しそう」、「害虫や蜂の巣が発生している」といったものがあります。

※「樹木が繁茂しているうえに蜂の巣が出来てしまっている」など、主訴が複数ある相談内容も、多数あります。

【図 空家等に関する相談内容の割合】



(6) 小田原市の空き家バンク制度

ア 設立経緯

小田原市への定住希望者の取り込みや移住促進のため、不動産関係団体と協定書を締結し、平成27年3月30日に小田原市空き家バンクを創設しました。

イ 制度概要

空き家所有者と利用希望者双方の情報をホームページで公開してマッチングを行うほか、直接不動産会社との取引を希望する方を不動産関係団体へつなぐことで、空き家を活用した定住促進等により地域活性化を図ります。

ウ 現況（平成28年9月末現在）

- (ア) 空き家登録 18件（賃貸18件、売買 0件）
- (イ) 空き家利用希望者 40人（賃貸30人、売買10人）
- (ウ) 空き家バンク制度による成約件数 1件（賃貸 1件）

4 空家を取り巻く税制対策の状況

(1) 住宅用地に対する固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例の除外

所有する不動産には固定資産税と都市計画税が課税されますが、住宅が建っていることを条件に課税標準額の特例が講じられています。しかし、平成27年度の税制改正におい

て、空家法に基づく必要な措置の勧告の対象となった特定空家等に係る住宅用地については、課税標準額の特例から除外できるようになりました。

【住宅用地に対する課税標準の特例表（専用住宅の場合）】

区 分		課税標準の特例	
		固定資産税	都市計画税
小規模住宅用地	住宅1戸につき200㎡までの部分	価格×1/6	価格×1/3
一般住宅用地	住宅1戸につき200㎡を超える部分 (家屋床面積の10倍まで)	価格×1/3	価格×2/3

(2) 空家に係る譲渡所得の特別控除の特例創設

空家が放置され、周辺住民の生活環境への悪影響を未然に防ぐという観点から、空家の最大の要因である相続に由来する被相続人居住用家屋（相続開始直前において被相続人居住の用に供されていた昭和56年5月31日以前に建築された家屋（旧耐震基準の状態）で、被相続人以外に居住をしていた者がいなかった家屋）及び土地の有効活用を促進することを目的に、平成28年度の税制改正において新たな制度が創設されました。被相続人居住用家屋及び土地を相続により取得した者が、平成28年4月1日から平成31年12月31日までの間に必要な耐震改修又は除却を行った上で、家屋又は土地を売却した場合（相続開始日以後3年を経過する日の属する12月31日までの間にした譲渡）、居住用財産の譲渡所得から3,000万円の特別控除（税額（長期譲渡所得）としては最大で609万4500円の減税となる）が適用されます。

※ 特別控除の適用には、その他に次の要件を全て満たす必要がある

- ・家屋は区分所有建築物でないこと（マンションなどは対象外）
- ・売却額が1億円を超えないこと
- ・相続時から譲渡までの間に、事業・貸付・居住の用に供されていないこと

第2章 空家等の実態と課題

1 空家等の実態把握

空家等対策に効果的かつ効率的に取り組むためには、市内の空家等の所在やその状態など、実態を把握することが重要であるため、平成28年度に、全市的に空家等の実態調査を実施しました。

第1章 空家の現状 3小田原市の空家の状況に記したとおり、平成25年住宅・土地統計調査によると、市内には、12,770戸の空家があり、そのうちの3,170戸は、賃貸・売却といった不動産流通にのらず、別荘等の二次的住宅でもない「その他の住宅」とであるとされています。

実態調査では、賃貸・売却の対象でも、二次的住宅でもない「その他の住宅」の空家のうち、「一戸建て住宅」を抽出し、調査しました。

(1) 調査対象となる空家等候補の抽出

水道の閉栓状況、自治会から提供された空家等の情報、これまでに市に寄せられた相談実績等から、空家等である可能性の高い箇所を整理し、調査対象となる空家等候補を抽出しました。

(2) 現地調査

調査員が外観調査を行い、老朽化による倒壊等の危険度、空家等の利用状況や管理状況などを調査しました。その結果市内には、賃貸・売却の対象でも、二次的住宅でもない一戸建て住宅の空家が、約1,200戸あることが分かりました。

(3) 空家等所有者の特定

現地調査で空家等と判断した建築物について、固定資産税の課税情報により空家等の所有者を調べました。

(4) 所有者の意向確認

空家等の所有者に対し、空家化の経緯、利用実態、今後の活用意向等を確認するため、アンケート調査を実施しました。

(5) データベースの作成

実態調査の結果から、データベースを作成し、今後の空家等に関する個別相談の資料として活用します。またデータベースは、必要に応じて適宜更新します。

2 空家等対策の課題・問題

空家等の実態調査の結果等から、次のとおり、空家等対策の課題や問題があげられます。

(1) 管理不全の空家等の課題

- ア 所有者が死亡したが、相続人が相続放棄したため、所有者が不在となっている。
- イ 所有者が死亡したが、相続人が空家等の存在を認知していない。
- ウ 所有者や相続人が遠方に居住しているため、管理が行き届かない。
- エ 樹木等の伐採や家屋の修繕に要する費用が工面できない。
- オ 樹木等の伐採や家屋の修繕を行う意思がない所有者がいる。
- カ 相続に問題があり、管理者が不明確である。

(2) 流通などに関する課題

- ア 中古住宅の評価が明確にされていない等の理由で、中古住宅の購入に抵抗のある人が多い。
- イ 新耐震基準を満たしていない既存不適格建築物であり、耐震補強工事が必要である。
- ウ 無接道敷地に建築されているため、建替えができない。

(3) 制度上の課題

- ア 住宅を解体すると、住宅用地に対する固定資産税などの特例措置が適用されなくなり、固定資産税額が増額してしまうため、解体せずに放置されてしまう。

(4) 空家等が及ぼす影響・問題

- ア 空家等の増加に伴い地域活力が低下し、さらなる悪循環(地域の魅力の低下・空洞化等)をもたらす。
- イ 倒壊の危険・環境悪化などにより近隣住民へ悪影響を及ぼす。
- ウ 防災・防犯上の危険・景観悪化など地域全体へ悪影響を及ぼす。
- エ 定住人口・交流人口が減少する。
- オ 私有財産に関する問題のため、行政として対応が困難である。

第3章 空家等対策に関する基本的事項

1 目的

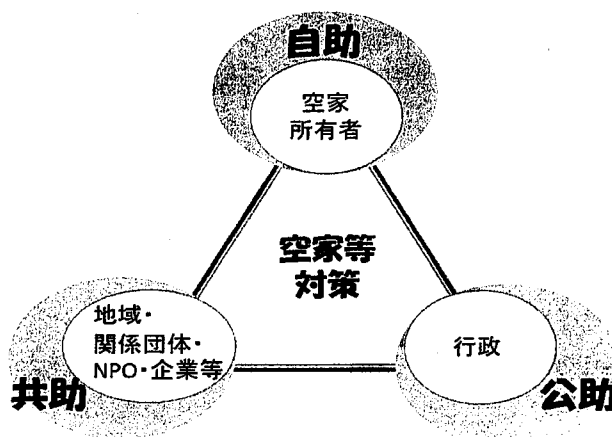
本市における空家等への対策を総合的かつ計画的に実施するため、空家等に関する対策についての基本的な考え方を定め、空家等対策に関する共通意識を確立し、安全安心のまちづくりを推進することを目的とします。

2 基本理念

空家法第3条には、空家等の所有者又は管理者は、空家等の適切な管理に努めるものとされており、その管理責任が明記されています。

しかしながら、所有者等が、経済的な事情等から本来自ら行うべき管理を十分に行うことができず、周辺の生活環境に悪影響を及ぼしている空家等が増加しています。

そこで、空家等問題を個人の問題としてではなく、地域社会全体の問題と捉え、「自助（所有者等の責務）」、「共助（地域住民、事業者等の協力）」及び「公助（行政の支援）」の観点から、所有者、地域住民、市、事業者等の多様な主体が、協働して対策を講じ、官民連携により取り組んでいくことを空家等対策の基本理念とします。



3 基本方針

基本理念のもと、次の3点を、計画の基本方針とします。

(1) 空家化の予防

空家等問題が発生し深刻化すると、対策が困難になることから、空家等が発生させないため、空家化の予防に必要な措置を講じます。

(2) 空家等の流通・利活用の促進

空家等を資源として捉え、その利活用を促進するため、情報の収集、整理その他の必要な措置を講じます。

(3) 空家等の適正管理の促進

空家等が地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼさないために、適切に管理されるよう必要な措置を講じます。市は、空家等の状態やその周辺の生活環境への悪影響の程度などを総合的に勘案し、所有者等に対して指導、勧告、命令などを行います。

4 対策計画の位置付け

本計画は、空家法第6条の規定に基づき、本市における空家等に関する基本的な対策を総合的かつ計画的に推進するため策定するものであり、空家法第4条に定められている市町村の責務（空家等対策計画の作成及びこれに基づく空家等に関する対策の実施その他の空家等に関する必要な措置を適切に講ずるよう努めるもの）を果たすものです。

また、本計画は、小田原市総合計画（おだわらTRYプラン）を上位計画として、空家等対策の推進に向けた具体的な取り組みを明らかにするものです。

5 計画の期間

計画期間は、小田原市総合計画（おだわらTRYプラン）後期基本計画と連動させ、平成29年度から平成34年度までの6年間とします。なお、本計画については、国・県の空家等対策の動向や社会・経済情勢等の変化を踏まえ、適宜見直しを図るものとします。

	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34
おだわらTRYプラン 基本構想												
おだわらTRYプラン 前期基本計画												
おだわらTRYプラン 後期基本計画												
空家等対策計画												

6 対象とする地域

本計画の対象とする地区は、市内全域とします。

ただし、今後、特定空家等が集中的に発生した地区が生じた場合などは、良好な地域環境の保全を図るためにも、重点的に対応を進める地区を設けることを検討します。

7 対象とする空家等の種類

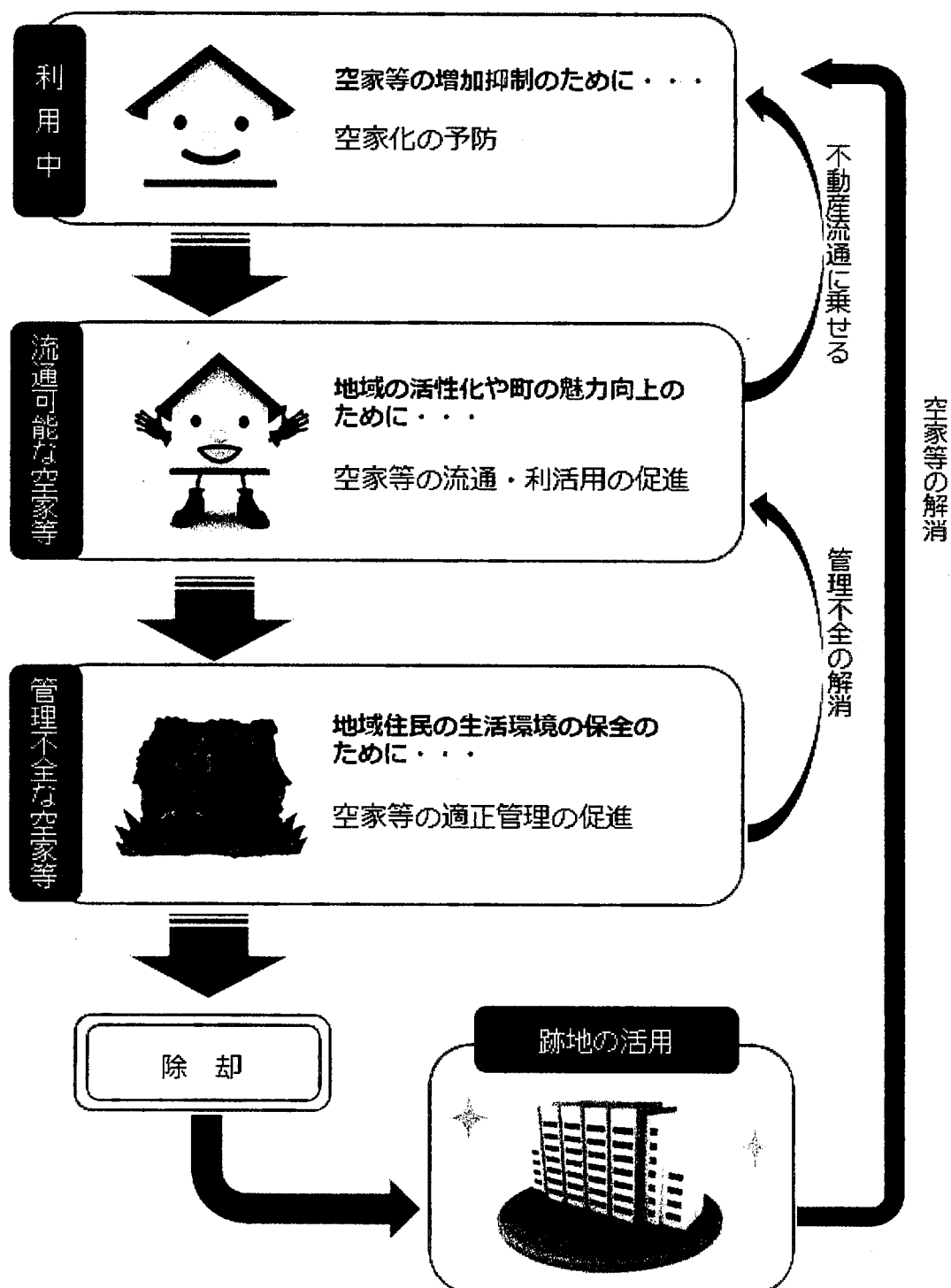
空家となっている建物のうち、共同住宅には「賃貸・売却」の住宅が多くを占めており、これらの多くは、市場の流通経路で取り扱うことができる物件と判断することができます。

一方、空家となっている建物のうち、一戸建て住宅については、「二次的住宅」や「賃貸・売却」ではない「その他の住宅」も多く含まれていると考えられます。

このことから、本計画に基づき主に対策を講じていくのは「一戸建て住宅」とします。

第4章 空家等対策の具体的な施策

基本方針に基づき、空家等対策の推進に向け、住宅の各段階に応じた対策を講じていきます。また、空家等対策に関わる相談体制を充実させていきます。



1 空家化の予防

管理不全な空家等は、防災、防犯、衛生、景観等などの様々な面において周辺環境に悪影響を及ぼすため、近年、地域住民から本市に寄せられる空家等への相談・苦情等は年々増加する傾向にあります。空家等は、放置され老朽化が進むほど、空家等の改修等に要するコストは増大し、建物の所有者の確定も困難になります。空家等対策では、問題が深刻化する前の早期に対応することや、空家等を発生させないことが、大変重要です。

民間事業者や地域住民等と連携・協力し、発生の兆候を早期に察知できる体制づくりや、所有者への意識啓発を進め、空家化の予防に努めます。

(1) 市民への普及啓発

空家等が周囲へ及ぼす悪影響や、空家化の予防の必要性を市民へ周知し、日頃からの財産としての建物及び敷地の管理を促します。市広報紙やホームページに掲載するほか、チラシやパンフレットなどを作成し、窓口配布や自治会配布を行うなど、幅広く周知します。

(2) 地域や福祉分野との連携

自治会、民生委員、社会福祉協議会等と連携し、地域での見守り活動においても住民への意識啓発を図るなど、地域ぐるみで、空家化の予防に取り組みます。

(3) 納税通知書を活用した啓発

資産税課と協力して、固定資産税の納税者や納税管理人に通知される納税通知書に、空家化の防止に関する文書を同封するなど、市内に土地建物を所有する方に対し啓発を行います。

2 空家等の流通・利活用の促進

利用可能な空家等を地域の資源として捉え、リフォーム等を促進し、中古住宅として継続利用を可能とする住宅市場への流通を促進するとともに、地域の活動拠点や地域固有の特性を活かした利活用を促進します。

(1) データベースの作成

空家等の所在地、現況、所有者等の氏名や住所、現地調査や所有者アンケート調査を実施した結果、所有者等への対応記録などについて、データベース化を行います。また市内の空家等を地図上でも確認できるように整備し、庁内の関係する部署でその情報を共有し、利活用等の資料として活用していきます。

(2) 空家等評価基準の作成

現地調査や所有者アンケート調査を整理・統計した上で、利活用の可能性、除却・建て替えの必要性等を加味した評価基準を作成します。

(3) 中古住宅としての市場流通の促進

空家等を売却又は賃貸する意思がある所有者等のために、神奈川県宅地建物取引業協会などと連携した空き家バンクを充実させ、地域内外の住民交流の拡大、定住促進による地域の活性化を目指します。

中古住宅の流通促進に向け、国が普及促進に取り組んでいるインスペクション制度や住宅履歴情報の整備など、国の動きと連携した取組を検討します。

(4) 地域の活性化や公共的目的の活用の促進

空家等を、集会施設や地域コミュニティ施設として活用できるように、地域の取り組みに対する支援について検討します。

空家等を、社会福祉施設や子育て支援施設の活動拠点としての活用することに対する支援について検討します。

3 空家等の適正管理の促進

市では、空家等の状態やその周辺の生活環境への悪影響の程度などを総合的に勘案し、所有者等に対して状況に応じた情報提供、指導、勧告、命令など必要な措置を講じます。

(1) 適正管理の注意喚起・支援

空家等の危険性や周囲へ及ぼす影響を所有者等が正確に認識していないことが、空家等の状態の悪化につながります。市では、管理不全な空家等の所有者に対して、樹木の繁茂に対する伐採処理依頼などの文書を送付するなど、管理不全な空家等の所有者へ注意喚起をしていきます。

また、空家等の定期的な点検・管理を担う民間団体やシルバー人材センターとの連携を図り、空家等の適正管理を支援していきます。

(2) 特定空家等の判定

空家法第2条において、特定空家等は「そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態」「そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態」「適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態」「その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態」と定義されています。この状態にあるかどうかを判断するための特定空家等判断基準を設定し、この基準に従い、空家等対策協議会の意見を踏まえ、特定空家等の判定を行っていきます。

(3) 行政による改善指導

特定空家等には、課題が多岐に渡るため、庁内の連携体制を構築するとともに、所有者等へ助言、指導等を実施します。

4 相談機会の充実

空家等対策に関わる相談機会を、充実させることにより、空家化の予防、空家等の流通・利活用、適正管理の促進につなげていきます。

(1) 空家等に関する相談の受け付け・空家等相談窓口の設置

空家等に関する相談は、空き家所有者からの相談、空き家の周辺の方々からの苦情相談など、内容が多岐に渡りますが、地域安全課で一括して受け付けることにより円滑な対応を図ります。また、専門的な知識を要する相続や、空家等の売却、賃貸、利活用など相談に対応するため、法務、不動産、建築などの専門家団体と連携した相談窓口の設置を検討します。

(2) 空家等相談会の開催

空家等の問題は、多岐にわたり、専門的な知識を要し、市だけでは対応できないものが多いことから、法務、不動産、建築などの各専門家団体と合同で、市民向けの空家等に関する相談会や講演会などを実施していきます。

第5章 空家等対策の体制整備

1 空家等対策協議会

計画を策定するため、空家法第7条に則し空家等対策協議会（以下「協議会」という）を設置します。協議会では、計画の作成及び変更並びに実施に関する協議のほか、特定空家等判断基準の作成、特定空家等の判断に関する協議も行います。

＜小田原市空家等対策協議会委員構成＞ 平成28年10月現在

区 分	推薦団体・組織等名称	分 野
弁護士	神奈川県弁護士会	法務
宅地建物取引業者	神奈川県宅地建物取引業協会県西支部	不動産
土地家屋調査士	神奈川県土地家屋調査士会 県西支部	不動産
建築士	神奈川県建築士事務所協会県西支部	建築
有識者	相模女子大学	学識
自治会	小田原市自治会総連合	地域
社会福祉協議会	小田原市社会福祉協議会	福祉
小田原市長	小田原市	市

2 協力体制の構築

空家等に関する問題は、庁内をはじめ国・県・関係団体など多くの部署に関係しています。関係部署との連絡調整や連携を図り、空家等に関する様々な施策・事業を総合的に推進し、実効性を確保する体制を構築していきます。

(1) 庁内における協力体制

空家等の問題に対しては、地域安全課が窓口となり問題の種類に応じて関係部署と協力することで、問題の解決に努めます。

問題の種類	担当部署
建築物に関すること	建築指導課
害虫等に関すること	環境保護課
ごみに関すること	環境事業センター
火災の予防に関すること	予防課
道路側への樹木の繁茂に関すること	土木管理課

(2) 専門家団体との連携による協力体制

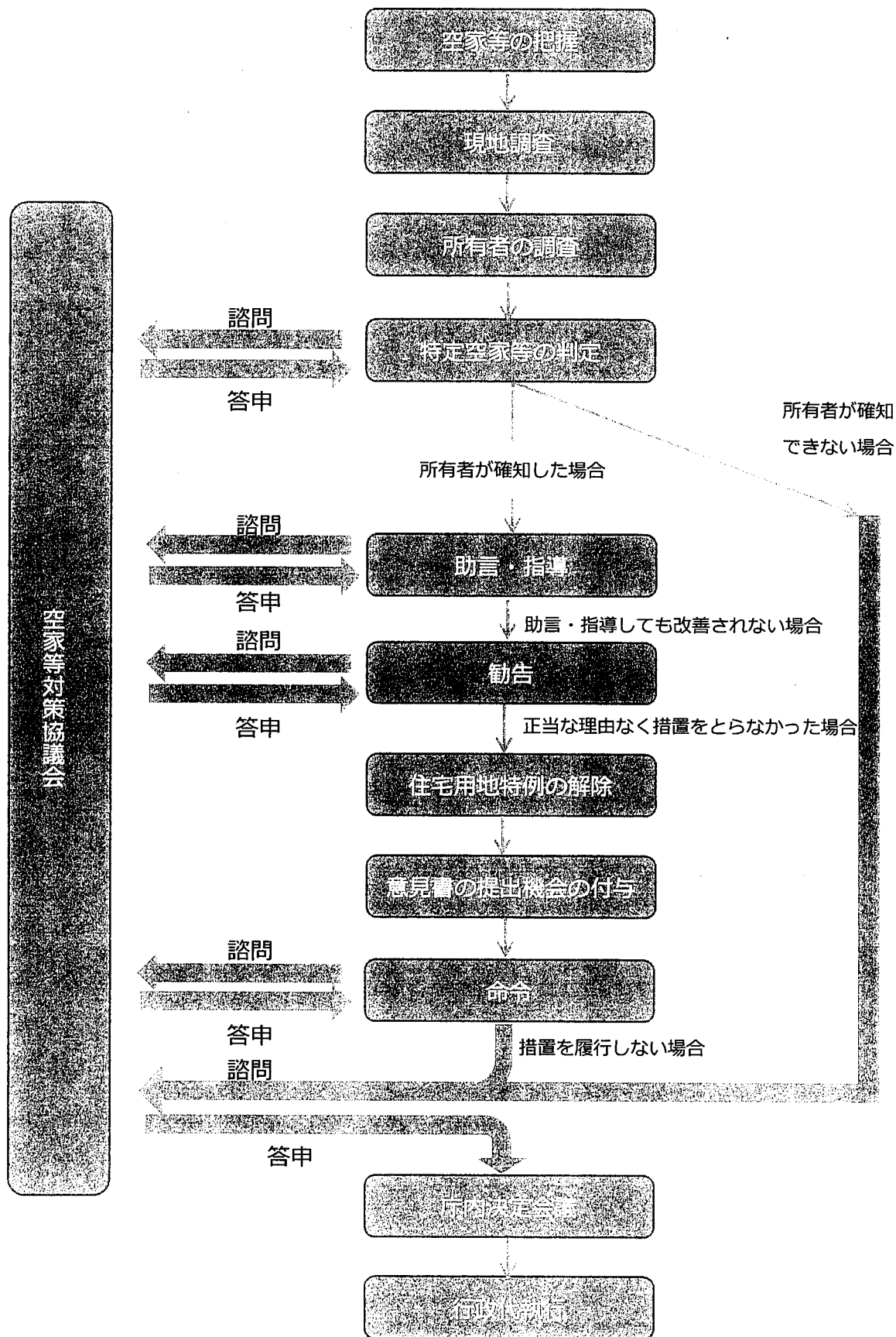
空家等の問題については、解決に専門性を要する場合があるため、よりの確かつ迅速に対応できるように各専門家団体との協力体制の構築を検討していきます。

協力内容	専門家団体
相続などの法律に関すること	神奈川県弁護士会
不動産取引などに関すること	神奈川県宅地建物取引業協会
土地・建物の登記、境界などに関すること	神奈川県土地家屋調査士会
建物の診断や利活用などに関すること	神奈川県建築士事務所協会

3 庁内決定会議

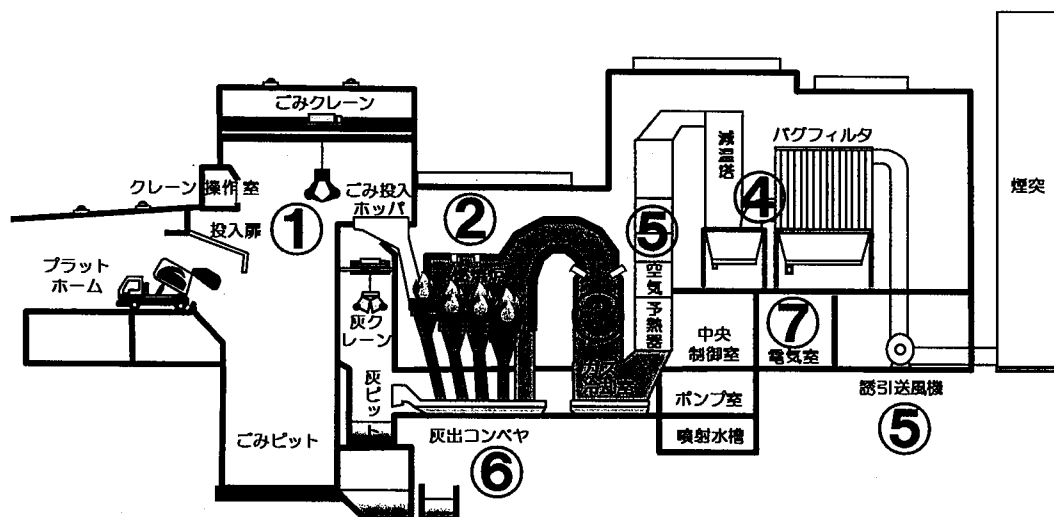
特定空家等の所有者等に対しては、法では段階を追って「助言又は指導」、「勧告」、「命令」、「代執行」の措置を取ることができるとされています。「代執行」といった処分性の強い措置（行政処分）については、市の関係部局が構成員となる「庁内決定会議」を開催し、実施の是非について協議した上で判断します。

【特定空家等に対する措置のフロー図】



環境事業センター基幹的設備改良工事について

- 1 工事件名 環境事業センター基幹的設備改良工事
- 2 工 期 平成29年3月～平成32年2月28日
- 3 予算額 4,926,658千円（平成31年度までの継続事業）
- 4 財源内訳
(見込み) 国庫補助金 1,830,000千円（二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金 1/2）
市 債 2,596,200千円
一般財源 500,458千円
- 5 発注方式 性能発注方式（市が求める性能を発注仕様書で示し、それに合わせた設計と施工を行わせる発注方式）
- 6 執行方法 制限付一般競争入札
- 7 工事場所 小田原市久野3768
- 8 工事目的 施設の機能保全と延命化を図るため、稼働開始後37年が経過している2号炉と25年が経過している3・4号炉の基幹的設備改良を行うとともに、地球温暖化防止に向け施設の二酸化炭素排出量削減を図る。
- 9 工事概要 設備の老朽度にあわせ、全更新と部分更新を行う。各設備は高効率電動機を採用するとともに、燃焼設備は低空気比運転の採用により、施設の稼働に必要なエネルギーの消費に伴い排出される二酸化炭素の量を5.7%以上削減する。



No.	設 備	整備内容	CO2削減対策
①	受入供給	ごみクレーン部分更新等	高効率電動機
②	燃 焼	燃焼装置部分更新等	低空気比運転
③	燃焼ガス冷却	ガス冷却室耐火物更新等	低空気比運転
④	排ガス処理	減温塔、バグフィルタ補機類更新等	高効率電動機
⑤	通 風	送風機更新、空気予熱器部分更新等	高効率電動機
⑥	灰 出 し	灰出しコンベヤ・灰クレーン部分更新、集じん灰処理装置更新等	高効率電動機、他
⑦	電 気 計 装	制御盤・変圧器盤更新等	高効率変圧器、他

10 工事契約までのスケジュール

年	平成28年		平成29年		
月	11月	12月	1月	2月	3月
入札の公告	●（11月22日公告済）				
執行手続期間	●（公告期間・資格審査・指名通知・見積）				
開札・仮契約			●（1月下旬予定）		
契 約					●（3月議会）

